

○大矢正君 部長、あなたはいま、ことばじりをなさるわけじゃないが、法律に基づく強制力がなければそれは行政指導の範囲に入るんだと、審を返して言うとそういう表現ですがね。これは、行政指導に基づいてやるんなら何も行政指導じゃないことははっきりしていますよね、法律に基づいてやるんだから、それは行政指導じゃない。ですから、私がここで問題としたいことは、具体的な論理の展開というよりも抽象論になるかもしれないけれども、法律には基づいてないが、法律に基づくと同様な効果をあげるようなものも、これも行政指導の範囲に入るのかどうか、抽象論で、抽象的な質問でたいへん恐縮ですが。

○政府委員(角田礼次郎君) 御指摘のような問題は、実は、行政指導そのものにつきまとっている問題としてかねてから議論されていっているところであります。つまり、行政指導というものは、あくまで先ほど御説明申し上げたように、法律的な意味の拘束力はないわけでありますが、実際には、事実上それがいろいろな意味において受け入れられるという点があることは否定できないと思います。そこで、学者も言っておりますけれども、行政指導といふものに事実上の強制力が伴う、それは何をバックにしているかと言いますと、要するに、何らかの利益を与えるとか、あるいはその背後に何らかの権力というものがあると、そこで行政指導が非常に事実上の強制力を持ち、安易に行なわれるがゆえに、先ほど申し上げたように、最近の立法例では、その行政指導についてのいろいろなやり方に大きなワクをかけるというような立法例があえてきたんだと思います。御指摘のようない点は確かにあります。

○大矢正君 通産大臣にここでちょっとお尋ねしてもおきたいと思いますが、いま純粹な意味における行政指導というものの法律論といいましょうかね、解釈といふものを若干いたしたわけでありますが、具体的に、たとえば先般十八日から実施をされております石油製品の指導価格、これはあくまでも行政指導であるから、法律上の問題として

は、これは業界がこれを守らなきやならぬといふ法律上の規制はないから、その効果というものが実際にあがるかどうかということになると問題が残るんじやないかという気がするわけですがね。そこで、はつきり言つて、あれだけ大騒ぎをして政府、それから自由民主党、すなわち、与党が集まつて延々と何日もかかつて最終的に数字をはじき出してきましたがね、ああいうようなことをやつておられるということは、かなり適用される企業にとっては重大な意味と内容を持つてゐるものかなうがゆえに、政府並びに与党は長時間にわたつて検討をしたんだと私は思うんですがね。だといつたしますれば、そういうような内容までが行政指導のこれは範囲であるという考え方というのは、非常に拡大し過ぎてゐるのではないかという感じがいたします。その点はいかがでしようか。

立つわけで、私はそういうものじゃないと、やはりあくまでも法律に基づく権限の範囲内において行政指導というものが行なわれなければならぬと、かような解釈と立場をとっております。そこで、小松さんにお尋ねをしますが、「(通産業省の任務)」三条ですね、それから、四条はその権限が規定されておるわけですが、私はいま、今度の石油の指導価格の問題に限定をして議論をいたしておるわけですが、それは根拠は設置法のどこにあるのですか。

それから、通産業省の任務というものと権限というものがありますが、行政指導というものは任務なのか、権限なのか、その双方なのか、通産省としてのひとつ見解を。

○政府委員(小松重五郎君) ただいまの大矢先生のお尋ねは、あるいは法制局からお答えいただくほうが正しかと思いますが、私どもなりの解釈を申し上げますと、今回の石油価格についての行政指導は、通産省設置法の三条の二号に基づくものと考えております。で、第四条のほうは、たとえが物価統制令を発動するような場合、四条の本文にござりますように「但し、その権限の行使は、法律に従つてなされなければならない。」と書いてございますが、また、その四条の二十六号におきまして、通産省では「所掌事務に係る物質に関する価格等の統制を行ふ」と書いてあります。これは明らかに物価統制令とか、あるいは国民生活安定法に基づきます標準価格というようなことそちらの法制局のほうでないとちょっと私自信ございませんが、今回の石油価格におきましては、明らかに三条のほうの行政指導であるというふうに解釈をいたしております。

○政府委員(角田礼次郎君) ただいまの御質問のうちは、あとのはうの任務と権限との関係についての御質問、ちょっと補足的に御説明したいと思ひます。

これは通産省設置法に限らないわけでございますけれども、各省設置法みんな共通の問題でございます。で、任務の規定と、うのは、國の行政目

織全体の中、ある行政機関がどのような事務、あるいは事業を行なう責任を有するものであるか、ということを包括的に規定したものであると解されます。したがつて、言つてみれば、それはその行政機関の性格つけを一般的にしたものということができると思ひます。実は、任務と権限の関係についてお話する前に、設置法では任務、所掌事務、権限というものを三つ一体としてとらえておりますので、所掌事務の関係からお話ししたいと思います。

任務がそういうふうにきまりますと、それを具体的にふえんしたものとして、通産省設置法でいえば七条以下の大臣官房とか、各局、各外局等の所掌事務が定められているわけであります。さらに、それらの所掌事務を遂行するために認められる権力的な制限であるとか、禁止、許可、認可、そういうものをすることを中心的に定めたものが権限という規定であると、こういうふうに理解していいと思ひます。取りまとめて申し上げれば、任務の規定は、そこから所掌事務あるいは権限が導き出される大前提の規定である、こういうことが言えると思ひます。

ところで、先ほど申し上げました行政指導につきましては、これは法律的な拘束力、つまり、公権力の行使として行なわれるものでございませんから、任務の規定には含まれてゐるわけでございませんけれども、権限の規定の中には書いてないのは、そういう意味で当然であると思ひます。

○大矢正君　そうすると、行政指導というものの、特にもつと具体的に言へば、先般政府が実施をいたしました指導価格というものは、これはあくまでも任務としてやつておることであつて、それで権限の必要性はないのだと、それは当然やらなければならぬ任務であると、こういう立場だけがあるけれども、その権限の必要性はない、そういうことを実行する場合にですね、そういう了解が成り立つわけですか。そういう立場に立つわけですね、端的に言うと。

ところどころでございまして、一般には権限ということばを御理解になつていただきたいのですが、設置法にいう権限というのは、法律上の行政処分をするというような強制的な権限、つまり行為能力と限という場合はむろん権限に入ると思ひます。しかし、いまの設置法は非常に変わった規定のしかたをしておりまして、普通の所掌事務と権限と任務というのを、先ほど私が申し上げたような意味で区別しておるわけです。で、先ほど来申し上げているように、私どもは、行政指導については法律の根拠は要らないわけであります。したがつて、そういう具体的な公権力の行使として強制的な処理としては行なわれないわけでござりますから、権限の規定には入つていいないと、こういうふうに申し上げているわけです。

○大矢正君 これは根本問題の論争になると思うのですが、現在の自由経済のもとにおきましては、価格それ自身は、特定なものを除いては自由競争のもとに需給関係に基づいてきめらるべきものであつて、政府がしかるべき一つの指導を、あるいはその他によつて本来は行なわれるべきものではないのでしよう。ですから公正取引委員会も、そこに非常にむずかしい問題があると公取自身も言つておられるわけですね。私は、独禁法の関係をきょう申し上げておるのでないのです。

そこで、したがつてそういう自由競争の原理といふ立場からいへば、政府が行なう行政指導の範囲といふものはおのずからある程度制限を私は受けるべきものであつて、特に価格といふものは、市場経済にとりましての重大な問題ですから、それに一つの方向づけを政府が与えるといふことは、法律的な根拠のあるなしにかかわらず、まず一つの問題があるのでないかといふふうに私は考へますが、それは法律論も実体論においてもそういう解釈をとるべきぢやないかと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(角田礼次郎君) 基本的には、いま大矢委員の言われたことに私は全く賛成であります。
ただ、価格について特に御指摘になりましたけれども、私としては、一般的な行政指導についての御説明だけを実は今まで申し上げておりますので、その辺が多少私の答弁が不足しているのかもしれませんけれども、御指摘のように、自由経済のもとにおいて、原則的には価格というものが自由にきめらるべきものであるということから言えは、そこにおのずから行政指導の限界といいますか、事実上の限界というものは当然あつていいものだと思うのです。ただ、なぜ行政指導といいうものが最近非常に多く用いられるようになつたかについては、これはもうそれぞの理由があるわけで、一番最初に大矢委員も御指摘になつたように、やはり行政機能の拡大とか、行政責任の増大というものに対応するために、法律的に一々それをあとを追つていくことが行政の迅速といいますか、あるいは柔軟性、そういうものに必ずしもマッチしないというようなやむを得ない事情というものがあるだらうと思います。
それから、これはまたある面では非常に悪い面を持つてゐるわけですが、できるだけ権力的な手段を避けたい、正式な処分になると、慎重さとか手続のめんどさがあるというようなところから、それを避けるという傾向もあると思います。まあ相手方のほうでも、行政処分であれば名誉とか信用とかいうものを著しく害されるけれども、行政指導であればそういう点がかなり緩和されるというような、そういう事情もあると思います。
第二の事情として申し上げたことは、これはあまりいい理由とは思いませんけれども、実際上そういう要求があつて、そして行政指導が行なわれる。しかし、本来行政指導というものが、いわゆる、法治主義の原則からいって安易に用いられる、ということはいけないという御指摘は、その点については、私ども法制当局としては全く同感でございます。

○大矢正君 次に、石油業法第十五条の標準額の決定の項がありますが、販売価格の標準額として、第十五条、「通商産業大臣は、石油製品の価格が本当に高騰し又は下落するおそれがある場合において、石油の安定的かつ低廉な供給を確保するため特に必要があると認めるときは、石油製品の生産費又は輸入価格を基準とし、石油製品の国際価格その他の経済事情を参考して、石油精製業者又は石油輸入業者の石油製品の販売価格の標準額を定めることができる。」と、こうなっておりますね。これは行政指導なんですか、それとも行政指導ではないんですか、これはいかがなんでしょう。

○政府委員(角田礼次郎君) これは一番最初に申し上げましたように、行政指導についての定義というものがばらばらでございますから、定義いかんの問題に帰するのかもしれませんけれども、私どもとしては行政指導というのは、結局、法律上の強制力を持たないものは、法律に規定があったとしても行政指導だという一応の定義をしているわけであります。そういう意味では、これは行政指導に入るわけです。ただ、先ほど来御説明申し上げているいわゆる設置法に基づくと、基づくという表現は私は不正確だと思います。設置法によつて認められている任務を遂行するための行政指導とほんとうは言わなきゃいけないと思いますが、かりに設置法に基づくと申しますが、そういう設置法に基づく行政指導とは、これは個別法規でなくて、設置法に書いてあるだけでございますから、そういう意味では個別法に書いてある、石油業法に書いてある標準額とは一応違うということが言えると思います。

○大矢正君 山形さんね、前にも私、この十五条の問題でお尋ねをしたことがありますが、結局、政府が価格をきめるのは、それなり行政指導といふことばが使われるが、それは十五条に基づくものなのか、あるいはそうでないものなのか、あるいは標準価格かという三つありますが、そのいずれかという話を聞いたら、あなたは当時は、いまのところそのいずれでもない、まだ検討中であると

ますると、これは第一番目に言われた設置法の任務の範疇にある行政指導であって、十五条の行政指導ではないんだと、こういうわけですが、そうと、それから十五条の法律に基づく行政指導の標準額というもののとの違いはあるんですね。特に御存じのとおり、十五条というものは罰則も何もないわけで、これは全く先ほど部長が言つてはいるおどりに、あくまでも行政指導、すなわち、法律に基づく権限に基づいて罰則を含めた、言うならば内容のものではないわけで、あくまでもこれは行政指導の範疇だと、そうすると、任務における行政指導というものとのこの十五条の行政指導というものがどれだけの差があるのか。

○政府委員(山形栄治君)　いま先生が石油業法十五条第一項をお読み上げになりましたのように、この十五条第一項といいますのは、「石油製品の価格が不当に高騰し又は下落するおそれがある」「要するに、上下両方の場合を考えまして、結局安定の低廉な供給の確保という目的を達成するために必要な規則を定めること」を規定するものです。これが標準額をきめるという規定に相なつておるわけでござります。しかもその発動の対象は、精製業者または輸入業者ということに相なつておるわけでございまして、これは三十七年の制度の法律でございますが、当時の情勢といたしましては、価格を抑制するというだけでなく、むしろ、非常に価格が値くずれするような場合もおそらく想定しておった状態であったんだと思うわけでござります。今回の石油に関するいたします行政指導は、大まかに言いまして、このまま自然に放置いたしましたと非常なる高値が発生するおそれがあるということを前提に、これを何らか物価政策及び国民福祉という観点から抑制、最小限の幅にこれを取り戻すということが必要に相なり、かつ、ひいては小売り段階の行政指導価格、

及びこれの発展としての安定法に基づく標準価格を抑制的最小限に押えるというようなかつこうで運用するのが妥当であるという判断のもとで行為を行なったわけでございます。

○大矢正君 あなたのいまの御答弁だと、十五条というのは、当時三十七年ころ法律が制定された段階で、結局、値くずれということが中心になつてそのためにとうお話をございましたが、しかし、法律の中にちゃんと、きちっと、そんな値くずれのことも書いてあるけれども、「石油製品の価格が不当に高騰し」と、ちゃんと高騰した場合にはこれを使いなさいと書いてあるわけでしょう。使つてもいいと、使いなさいじゃない、使ってもいいと書いてあるわけですね。それをなぜ根拠のない行政指導、まあ、私に言わせれば非常にこじつけというか、行政権の拡大解釈というか、それは一応おくとしても、法律的な根拠がないから、ないからしかたがない。行政指導だといならまだしも、ここに、ばんと十五条に書かれているのに、それをなぜ使わないのかということに私としては非常に疑義を感じるわけですね。その点はどうですか。

○政府委員(山形栄治君) 私の答弁がちょっと不正確だったと思うんですが、石油業法十五条というのは、発動の対象が石油の精製業者と輸入業者に限られておるわけでございます。標準額を設定します対象はその二者に限られておるわけでございますが、いま必要でありますのは、むしろ、精製業者から製品を受け取りましてそれを元売りする、いわゆる元売り業者のところでつかむのが必要であるというのが一点でございます。それから次は、元売り段階の各油種別のいわゆる上限上のセ額というものをきめることが今回非常に必要であつたと思います。それから、ひいてはそれの小売り段階のガソリン、軽油、A重油等につきまして、末端の指導価格を設定することが必要であつ

○大矢正君 あなたはそうおっしゃるが、きちんと書いてあるじやありませんか。石油精製業者は石油輸入業者の石油製品の販売価格の「販売価格ですよ」「販売価格の標準額を定めることができます」。明確に書いてあるじやありませんか。精製業者または輸入業者の石油製品ですね、精製業者がつくった製品、輸入してきた製品、その販売価格ですよ。その販売価格をきめることができることでありますから、これはもうむしろ根拠のない、設置法の第三条ですか、のこじつけをやるよりも、この十五条で堂々とおやりになるのが本来の筋じゃないのかと、標準価格を直ちにきめられないというならばそうされるべきものではないのかと、本来、そういう解釈のもとにこの行政指導というものは行なわるべきものではないのかというふうに思いますが、これは時間がありますから、あまり長くこれだけでやつておれませんから、あまた長くこれだけでやつておれませんので……。

通産大臣、あなたはお聞きになつてどう思いましたかね。私は、何か通産省に思惑があつて、意識的にこの法律根拠があるにもかかわらず、その法律を使わないで、そしてやろうとしている。もつと悪く解釈をすれば、この機会に行政指導という名のものに、この行政権というものを極端に拡大しようとする何か意図があつておやりになられるような感じがしてならないわけですがね。その点いかがですか。

○国務大臣(中曾根弘君) 行政権を肥大化させようという意図は、われわれには毛頭ございません。法の解釈は事務当局によりますと、輸入業者及び精製業者の販売額であつて、それより以降の流通過程、そういうものの面については第十五条は及ばないと。そういうことから、今度は末端小売り価格につきましても指導価格を設けておる、たとえば灯油あるいはLPGについてやっており

ます。それはいすれ標準価格に移行いたしましたけれども、そういう意味で、一般的の販売元元売り關係の仕切り価格というものを行政指導価格でやるという点については不適当であったと、そういう解釈であります。

○大矢正君 それじゃその次に、これも法制局にお伺いをいたしますがね。私は、後日あらためてこの問題をやろうと思ひますから、急のために承つておきたいと思いますし、なおまた、足りない部分は文書でひとつ御返答いただこうと思っておりますが、たとえば、独占禁止法の中には原価の引き下げというような、原価ということばが使われていますね。それから物統令にも原価といふことばが使われていますね。一方、昨年の暮れ成立をいたしました国民生活安定緊急措置法の中では、原価ということばは一切使われないで、標準的な生産費とか、生産費ということばが使われていますね。この原価というものと生産費というものとどういう違いがあるのか、簡潔にひとつお答えを願いたいと思う。

○政府委員(角田礼次郎君) 御指摘の独占禁止法にも、実は原価ということば以外に生産費といふ表現もございますけれども、生産費と原価とどう法律的に違うかということです、ざいますけれども、実は、はつきりしたことを非常に申し上げにくいのですが、原価という場合には、單に生産段階のみならず、販売、輸送等いろいろな段階について用いられることがあります。したがつて、いかなる段階における原価であるかによっておのづからその内容は異なつてくると思ひます。これに対して生産費は、生産段階についてその名前とのおり用いられるものであろうかと思ひます。そこで、生産段階について用いられる限りは原価と言おうが、あるいは生産費と言おうが、両者の間には大きな差異はないというふうにも一応考えられるわけでござります。ただ、これも語感の問題でござりますけれども、貨物の輸送とサービスの提供に関するものについては、生産費という用語を使用することが必ずしも適切でない

ということでおそらく区別するのではないかと思
います。また、生産段階を含む各段階について論
及する場合には、これは原価ということが最も
適当であろうというようなことで法律上一応区別
されて使われているんだと思います。ただ、そ
は申し上げましても、一つ一つの法律について、
はたして明瞭にいま申し上げたような区別が意識
されて使われているかどうかということになります
と、ちょっと私もあまり自信がございませんが、
いろいろな辞典などを見ましても、原価というこ
とばと生産費ということばとが必ずしも明瞭に区
別されておらないようございますので、その辺
若干、用法の上で多少入り混じった使い方がある
かもしれません。

○大矢正君 それじゃ、内閣の法制局のほうに私
お願ひしておきます。時間がありませんからね。
原価といふものと生産費といふものの違いは一体
どこにあるのか、それは具体的な例をあげてひと
つ述べてもらいたい。どうも私流に解釈をすると、
原価といふものは会計法上きちつと定義づけがあ
る。ところが、生産費ということになると、そう
いうものはないから、だからもう何といいましょ
うか、それぞれ自分の判断でこれが生産費だとい
う適当な解釈が幾らでも生まれてくる余地があ
る。そのため政府は、逃げ道として生産費とい
うことばを常に使われるのじゃないか。しかし一方、原価といふことばになりますれば、これはあ
る意味で法令用語ですからね。きちつてもう定義
づけられておりませんね。それだけの違いがあるの
ではないか。私はなぜそれを指摘するかというと、
たとえば石油の価格に関する問題に関しても、標
準価格の設定についても、やはり原価といふこと
ばを使わないで盛んに生産費といふことで逃げて
いるという意味は、そういうところにどうも根が
あるんじゃないかという感じがしてなりません。
これはこの問題として、あなたのほうからひとつ
文書でもって私のほうにお答えをいただきたい、
こう思います。

それから、通産大臣にお尋ねをいたしますが、

十八日から実施をいたしております例の指導価格は、予算委員会その他の答弁を聞きますと、これは立期にわたって実施をするものではない、短期間のうちに標準価格に移行するつもりであるというような御答弁があつたように記憶いたしますがね。もしそれが事実であるとすれば、その期間というもののどの程度考えておられるのか、お答え願いたい。

○國務大臣(中曾根康弘君) これは公取の御見解もありまして、政府と公取との間でいろいろ意見交換もいたしました。そういうことも踏まえまして、もし可能な情勢が熟成されれば、その時期において、あるいは品種において指導価格から標準価格へ移行することをおわれわれとしてはつとめていきたい、そう思つておられます。その時期はどの程度、いつ可能になるか、また、どういう品目について、そういう情勢が熟成されるか、いまのところまだちょっと見当つきません。と申しますのは、石油についてまだ不安定要素はかなりございます。最近は、原油代に関する追徴金みたいなものをだいぶ要求されてきている面もござりますし、それから為替相場自体がかなり変動的要因を持つています。いま、わりあい、二百八十円といふような値段でござりますけれども、ユーランスが切れるところになりますと、相当なドルの需要が出てまいります。原油代支払いのために、そういうような情勢で、為替相場の前途自体もかなりまだ変動的因素もござります。そういう情勢から、いま、いつということをお答えすることは非常にむずかしいと思ひます。

○大矢正君 いま大臣は、為替相場の話をされましたが、これは御存じのとおりたいへんな金額になりましたね。たとえば年間の石油代金の支払いが百億ドルといたしますれば、いま大臣は二百八十五円と言つておりますが、きのうの相場はたしか二百七十五、六円というところですね。ところが、石油の価格体系の積算根拠は二百九十九円で計算をしているわけですね。といたしますと十五円近くの違いが出ています、為替差益が出る結果になり

ますね。そういたしますと、百億ドルといふもので計算をいたしますと千五百億円になります。円に換算しますと、十五円違うと千五百億円になります。ですから、ばく大な為替差益、あるいは逆に損をするという場合も出てくるでしょうが、変動がありますがね。こういうものと石油の指導価格を設定した際の積算根拠との関連は、今後どう見ていくおつもりでしよう。

○國務大臣(中曾根康弘君) この為替相場を幾らにきめて計算するかということが、一番われわれは苦労したところでございまして、これは大蔵省当局並びに日銀当局と一番懇談を重ねてやつたところであります。それで、大体過去三ヶ月ぐらいの平均的なところで二百九十四円という数値が出てまいりました、それを採用いたしました。私が聞いたところでは、為替相場が十円違いますと、キロ六百円の原油代の差が出てくる、そういうことを聞いております。したがいまして、為替相場といふものは原油代についてかなり影響を持つてくるものであると思っております。

○中尾辰義君 いま行政指導で大矢君から質疑がありましたが、私も少し聞いてみた、と思うんであります。いま、二百八十円といふような値段でござりますけれども、ユーランスが切れるところになりますと、後ほど資源エネルギー庁長官を聞いております。したがいまして、標準価格と行政指導の問題で議論があつたようですし、まあ結局、総理のお話あるいは公取委員長のお話等聞きまして、とにかく国民がいま直下げを希望している段階であるし、まあそういうような希望もあるのでやむを得ないというような議論もあつたようあります。そこで、これは大矢君のおっしゃつたとおり、やはり石油業法にも標準価格がありますし、この前の年末国会で出ました生活二法にも、せつかく標準価格のことにつきましては法制化されおるわけですから、まあ私どもの持論としてはそれでやつてほしいわけあります。それで、いま大臣はじめ法務局等のお話を聞きましたけれども、どうもこの標準価格というのは固定をされて、機動性もないし弾力性もない、ところが、國際経済は変動しておりますし、それに対応

は非常に運営がうまくいかない、まあそういうようなことらしいんです。

それで、私たちとお伺いしたいんですが、いざあなた方が行政指導をおやりになる。で、一体具体的にどういうふうにしてやつてしまつてやつてしまつてのところは、その価格の指示ができるのか。聞きたいところは、その価格の指示ができるかどうかなのか。また、その価格を通産者としてはこの程度まで下げてほしいと、こういうふうな指導をなさつていらつしやるのか、まあ協力をほしいというような程度なのか。ですから、一つは価格指示ができるのか、その価格指示を通してほしいというような程度なのか。ですから、産省が思つておる価格に指導するよう、どういふうに具体的に指導しておるのか、その二つ、ちょっとお伺いしたいんですが。

○政府委員(小松勇五郎君) 行政指導によりますと聞いております。したがいまして、標準価格と行政指導の問題で議論があつたようですが、石油についてまだ不安定要素はかなりございまして、標準価格でござりますが、石油についてのやり方につきましては、後ほど資源エネルギー庁長官からお答えいただけるかと思いますけれども、これに関連いたしましての諸物価へのね返りを押えるという点につきまして申し上げますと、まず基礎的な物資のほとんど全部を選び出して、それぞれの品目ごとにそれを生産しております主要メーカー、そのシェアの大きいものから順番にとつてまいりまして、そして、数社あるいは十数社に及ぶ場合もございますが、順番に企業とお話し合いをいたしまして、石油価格が上がつてもその製品の販売価格を上げないよう個別にいま指導をいたしまして、そのシェアが少なくとも過半数に達するというふうになるまでの企業を選んで、全部行政指導をしたということです。

○中尾辰義君 それで値段を、たとえば具体的に政策指導いたしまして、いざれも協力いたしますと、その他の小売り店に関しましても、商工会議所あるいは商工会などを通じまして、この際小売り価格の引き上げは自肅するように行なうことを行政指導いたしまして、いざれも協力いたしますと、たゞ文書を出しまして要請をし、指導いたしております。

なお、全国百数十万軒に及ぶといわれておりますその他の小売り店に関しましても、商工会議所あるいは商工会などを通じまして、この際小売り価格を下げる値下げをするものを作り出す、こういう形で現在価格抑制をはかっておるわけでございます。

○中尾辰義君 それで値段を、たとえば具体的に政策指導いたしまして、いざれも協力いたしますと、いう返事になつております。そういう形で現在価格抑制をはかっておるわけでございます。

○中尾辰義君 それで値段を、たとえば具体的に政策指導いたしまして、いざれも協力いたしますと、ある程度原価計算等もやつてみてですね。それが八千円まではいまの経済状態では下げられると思います。これじや、ある品目が一万円であると、それはあなたのいろいろな計算によつて、まあ八千円まではいまの経済状態では下げられると言いましょう。これが値段を押さえるという意味での、ある程度原価計算等もやつてみてですね。それで八千円ぐらいまで下げてくれといふふうにはつきりと言えるんですか。それとも、いろいろと通産省は通産省で計算してみたけれども、あなた方のマージン等も入れまして大体一割五分か二割程度なら下げられるのじやないかと、その程度の指導になるのか、この辺いかがですか。

○政府委員(小松勇五郎君) 二種類ございまして、たゞいま御説明いたしましたのは値上げ抑制品目でござります。もし将来、どうしても値上げをしないと困るという事情が起つりましたら、事前に届け出でいただきまして、そして主管官庁の

了解を得て値上げをする、了解が得られなければ値上げをしないと、こういうふうになっておるわけでございます。

そういうグループの価格抑制方法が一つあるわけでございますが、ただいま中尾先生お尋ねのもう一つの価格引き下げ指導であります。これにつきましても、品物によりましてやりやすいものとやりにくいものとござります。たとえば基礎産業局の所管物資でございますが、アルミニウム地金などにつきましては、ひとところ非常に値上がりがございましたけれども、原局におきましてコストをはじめまして、この程度は下げられるはずであるという行政指導をいたしまして、現にトン当たり二万五千円でございましたか、下げさせておりました。また、生活産業局の所管としては、たとえば学用品などにつきまして二割とか三割とか、品物によつて違いますが、コストを一々はじめまして、これだけ下げられるはずであるといつたしまして、現実に下げさせております。今後も、原価計算が可能であり、かつ行政指導可能なものをできるだけ見出して、値下げ指導はやつていただきたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 それで私、なぜこれを質問するか

といふと、今度あなたのはうで、基礎物資五十三品目ですか、それから生活関連物資百四十八品目、これが当分の間凍結ということになつておりますから、それで関連して私は聞いておるわけですね。はつきりと値段を指示しておるのか、それともまあこの程度で、こういうような指導をなさるのか。要点だけ言いますから。それはやはりカルテ行為との関係もございますしね、ですから聞いておるわけですよ。

それともう一つは、一社だけ呼ぶ場合もあるで

しょうし、場合によつちやあなたがおつしやつた

ように、関連の業者五社なり十社なり呼んで指導

なさる場合もあるでしょうが、それと関連してい

ます。点お伺いしたいのですよ。

○政府委員(小松勇五郎君) ただいまの独裁法と

の関係でございますが、私どもはその点につきま

して、全部個別に価格引き下げあるいは値上げ抑制の指導をいたしております。で、先ほども申し上げましたが、今回の指導にあたりましては、全部個別各社あてに、企業の代表あてに通産大臣から要請文を出して、それで一々個別に言い分を聞いてもらおう。もしこれを奇貨としまして横のカルテルなどができるようなことがありましたら、公正取引委員会も当然取り締まるでございましょう。でも、私どもも積極的に協力して、そういう横のカルテルなどはつくらせないようにはいたしたいとうふうに考えております。

○中尾辰義君 あまり時間がありませんので、これは議論すればまだいいますが、あなた、さつきちらつと聞いたのは、幾つかの業者を呼んで指導する場合もあるようちよとおっしゃつたのですがな——それは時間がないのでいいで

す。

それで私が次にお伺いしたいのは、基礎物資と

関連物質を今度二月の下旬から三月上旬の価格に

凍結をする、どうしても値上げをしなければなら

ないようなものは事前に通産省の了承を得るよう

にする。こうしたことになつておますが、そ

れでこの基礎物質は五十三品目、鉄鋼とかアル

ミサッジとかセメントとか、こういろいろあ

りますがね。それから関連物質は百四十八品目、

こまかいのがあつておりましょう。あなたのほ

うから資料をもらつてあるのだけれども、品目が

書いてあるだけですよ。ですから、二月下旬から

三月上旬までの相場がどの程度なのか、これはも

う消費者はわかりませんよ。私どもわからぬです

よ、新聞に全部出ておるわけじやあるまいしね。

それで、それがわからぬと、これからかつてに上

げたものは私どもわからぬと、買い物に行つたつ

て幾ら幾らですと言われたら、上がつたのやら下

がつたのやらそれもわからぬし、ごまかされてし

まう。

ですから、せつかくあなたのはうでこれだけ

凍結したい、通産省は国民の、消費者の皆さん

のほうだと思ひますが、これも各百貨店、スー

パーによりまして販売価格がまちまちでございま

す。また、生活用品でございますから非常に数多

くございまして、まあ百五十幾つといふ大分類は

あります。ただそのほうは、国民生活に、マスに

直結しておるわけでござりますから、とりあえず

は各スーパー、デパートごとに、わが店ではこれ

だけの品物について値段を凍結しておりますと

か、値段を下げましたとかいうことを店頭掲示さ

ることにいたしております。で、現にそれが続々

行なわれておりますし、新聞広告などいたしてお

りますが、私どももなるべく早い機会にそれを取

りまとめて、主婦の皆さまなどにわかりやすく

いふような表をつくりたい。そして、それをもちろん発表もいたしますし、御関心の向きにはお配り

できるような態勢を早くつくりたいといふうに考

えております。

一つ補足をさせていただきますが、五十三品目

につきましては、通産大臣から各企業に出しまし

たこの価格引き上げ抑制の例の協力の文書の末尾

におきまして、なお、この措置に関連いたしまし

て、本年三月十五日現在の販売価格について報告

されるようなどいふことを依頼いたしておりま

す。実は私ども、二月末とか一月末とかの三月十

九日より以前の値段も大体つかんでおりますの

で、その三月十五日現在の値段を報告してくれと

いふ意味は、その間に値上がりがあったかなつかつたかといふこともチェックするといふつもりでお

ります。

で、先ほど申し上げましたように、全部違いま

すので、この平均価格を出すのはあまり意味がございませんし、それから、個別のを全部出すとい

うことがいかがでございましょうか、その……。

○中尾辰義君 それはむずかしいからやらぬとい

うことでは、これは単なる作文になりますよ。物

価対策は消費者の立場に立つてもらわぬと、一応

こういうふうにいたしました、基礎物資五十三品

目、関連物資百四十八品目はこういうふうに凍結

をいたしましたと、これで終わりじよしよがないですよ、これね。いつごまかされるかわからぬですよ。とにかく販売側のほうからいいますと、ちよっとでも高く売ろうと、それはひどいもんですよ。この場合、これ、私のことを言うて申しあげないですが、私の娘が実は大学へ行っていますよ、女の子ですがね。で、ヤング用の洋服タンスをその辺に買いました。見に行って、それは安いやつですよ、キリのやつではないですよ。石油製品のビニールみたいなものがあるじゃないですか、まん中にワクが入って、それにかぶせるようになっているやつですね。それで行つたんです。ありましたね、これ幾らですかと言つたら、八千円ですと、こう言つたんですね。それで、まあ柄が気に入らぬものだから、少し見て帰りにまた寄りますと、よそを見たけれども、あまりいいものがないから、またもとのところへ帰つて私が聞いたんです。そしたら売り子がかわつてましたよ。これ幾らですか、九千八百円です、さつきは八千円と言つていたじゃないですか、とにかくむちゃくちやですよ、あなた、これ。

こういう状態ですから、こんなものは何ぼで凍結したら——これは品目をあげただけでさっぱり

消費者行政になつておりますから、通産省はほ

んとうに徹夜でかんぱつていらつしやると、通

大臣から予算委員会でも聞いておりますから、あ

ゆ程度はわかりますよ、お忙しいことは。これは

やはり、ただ品目をあげただけじやわからぬです

よ。建設業者とかそういう人ならわかるかもしれませんけれどもね。ですから、ほんとうに通産省

が誠意を示すなら、標準価格はやめましたと、ど

うもあるがつかり、弾力性のない固定された

ものでは、せっかく年末国会で皆さんに御苦労を

かけて法案を通してもらつたけれども、通産省と

してはこれでやると、そういうことなんだから、あなたがたは。先、幾ら議論しても結論は出ないんでね。ですからあなた、それだけの誠意を示すならば、ちゃんと直段も二月下旬から三月上旬はこの程度の相場でありまして、大体このくらいで

凍結と、そういうふうに何か示してもらわぬと、これはさっぱりわかりやしないそれで私は言うんですよ。ですから数が多いんですから、あとでひとつ資料を出してくださいよ、出せますか。○政府委員(小松勇五郎君) 御指摘のように、消費者のための行政でございますから、できるだけ価格を明らかにすることは当然だと思います。つきましては、先ほど申し上げましたが、小売り段階におきます生活関連物資の店ごとの価格状況は、できるだけ早く一覧表をつくりまして差し上げるよういたしたいというふうに考えます。なお、こちらの五十三品目のほうでございますが、この表をごらんいただきますとわかりますように、庶民の生活に直結するものは合成洗剤、それから一般家庭用電球、螢光灯等でございまして、あとほとんど全部は基礎物資でございます。買い手のほうもメーカーでございます。そちらのほうは百貨店のほうでございまして、百貨店、スーパー、そのほうは先ほど申し上げましたように、できるだけ早く一覧表をつくりまして、こういう品物は、どの店で幾らで売つて凍結しております。もう一つのほうは全部違いますし、これまた企業秘密にもなりますので、基礎物資の個々の企業の出荷価格でございますね、平均的なもの、つまり標準的な価格、これは出せると思います。

○中尾辰義君 それならば凍結ということばも、凍結というのは、あなたこれはいわゆる凍結ですね、あんまり幅がないんですからね。ですから、どうもこれを見ましてもスーパー、百貨店、あるいは販売店により、あるいはまた、製品会社別によっていろいろな複雑な種類があつてなかなか決めていくということですけれども、その辺にやはり消費者側からいうと、安いものを高く買わされれる危険性もあるわけですから、ほんとうにあなたが物価を鎮静させようと真剣に取り組んでいらっしゃるならば、そういうふうにこたえていかなきや……。やっぱり不満を持っていますよ。そ

れだけれどもね。ほかの人だったら何ほかやつぱりやられていますよ、これね。

それともう一つは、凍結物資以外のものは自由販売ですから、値上げをしようとどうしようとか、それがこれでありますよ、どうしてもこれは。きたのに、なぜあれやらぬのかと、こういう議論が出てきますよ、どうしてもこれは。それで、今度は値上げをするものは事前に了解を得るということですが、値上げをしたい、それがどの程度の値上げということになるですか。たとえ一%でも二%でも値上げをしたいものであれば了解を得るのか。なぜ私はこれを聞くかといふと、こういうようなことも言つているんですよ。通産省の目をこまかすために、一べんに上げるとまたしかられるから、ちびりちびりと何回も上げようじゃないかと、こういう業者もありますよ。これ。ですから私、それを聞いています。その点いかがです。

○政府委員(小松勇五郎君) 一%とか一円とか上げる場合に、一々届け出るかどうかというところまでは詰めておりませんが、現在、対象にしております百貨店、スーパーにつきましては、いまの値段よりは上げないようにということで指導しておりますので、一円か二円こそこそと上げるといふことはないものと思ひます。また、私どものほうでは、届け出なしに値上げをするようなことがあるかどうかということにつきましては、価格調査官も総動員いたしまして、また、各種のモニター、あるいは消費者団体等の情報も総合いたしまして、極力監視をいたしたいといふように思っております。先ほど先生御指摘のよう、八千円が九千八百円に上がるというふうな店がございましたら、これは非常に極端な例かと思ひますけれども、そういうのを個々の消費者の皆さまが絶対によつているわけではありませんが、こ

ういうふうにアルミ地金が値上げ申請をしておられたか、どうしても上げざるを得ぬよう押し上げていくような可能性が十分これはあるわけですね。しかも今後は、新聞にも出ておりますが、これから、そうすると、ほかの側から押し上げるといふか、どうしても上げざるを得ぬよう押し上げてあるいは石油化学製品がこれは原料が上がったので値上げを申請すると、次々と出ておるでしょう。あるいは電力も近く値上げを申請をするといふか、そういうことに巻き込まれてしまつて、はたしてこの凍結価格といふものがどの程度統くのか、その辺も非常にわれわれとしては気になるところなんですがね。

もう時間がないので、最後に大臣にお伺いをします。

電力の、電気料金の値上げのことにつきましては、通産省はどう考へておられるのか。

それと、いま申し上げましたアルミ地金の値上

げ、それから石油化学製品の値上げ等につきまして、いざなは申請もあるでしょうけれども、通産省の見解を伺いましたして、これで終わりにいたしました。

○國務大臣(中曾根康弘君) 電力の問題は、価格体系に非常に影響を及ぼすものでございますから、非常に慎重にいたしたいと思っております。それで、この間石油の行政指導価格を上げましたので、この影響がどういうふうに影響を与えるか、どういう新しい均衡条件をつくりつあるか、そういう情勢をよく見きわめながら、次に電力の問題に取りかからざるを得ない。時期としては、で引きだけわれわれとしては延ばすような努力をしていきたいという考えに立っております。

アルミについては、この間いわゆる便乗値上げで国会からも指摘されまして、われわれもさぞ引き下げを行政指導したところでございましたがいまして、アルミについては極力これを抑制して、値上げをさせないように努力していきましたと思つております。それから、エチレンとかそういうものは、ナフサが上がれば当然これは上がるを得ない運命にある性格の品物でござります。大体ああいうナフサのようなものは精製の過程において出てきて、二、三日の何といいますか、滞留期間のもので、パイプを通じてみんな工場に送られておるものであります。しかし、これはある程度上がらざるを得ぬだろうとわれわれも当時からすでに計算しておりましたが、最終製品は上げないようにしよう、たとえば塩ビのバケツであるとか、そういうような最終製品については押えよう、そういう方針を堅持しまりたいと思っております。

○中尾辰義君

検討とか値上げを抑制とか、そういうような答弁で、さっぱり答弁らしい答弁ぢやないですけれども、いま聞くのは無理かもしませんが、もう少し……。電力は、石油の値上げで赤字は赤字なんですね。これはあなたがおっしゃるようには抑制だけれども、そういうわけにはいかぬのじやないです、腹のう

ちは。ですから、ほんとうに電力を、それはなるべく抑制はしたいが、物価対策の手前上、あるいは参議院選挙のたてまえ上いろいろお考へになつていらっしゃるだらうと思うのですが、どうですか、大臣、もう少しその辺詳しく説明してもらえませんか。

○國務大臣(中曾根康弘君) 電力の問題は非常に慎重を要するという考え方で立っております。この問題に手をつけると、いつときには、やはり経済関係閣僚あるいは党の首脳部ともいろいろ正式に話し合をして、政府及び与党としてのしっかりとした体系を組んでがつちりやらなきゃいかぬ問題と、そういうふうに判断しております。

○中尾辰義君 がつちりの中身を言ってもらわなければわからぬ。まあいいですよ。

○藤井恒男君 いまの電力の問題ですね、大臣。

四国電力と関電ですが、これはつい最近電力料金をすべり込みで値上げしたわけです。いろいろ業界からもわれわれ話を聞いておるわけですが、今回電力料金の値上げといふものを、やはり大臣としては四国電力、関電といふものも網羅して、九

三・八%アップ、燃料費は指導価格のベース、それから修繕費及び諸経費は政府経済見通しと、こ

ういう条件でやつておるわけです。この中でも人件費の一三・八%アップというのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全

額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップ、燃料費は指導価格のベース、そ

れから修繕費及び諸経費は政府経済見通しと、こ

ういう条件でやつておるわけです。この中でも人件費の一三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

もつともいろいろな条件がござります。また、こ

れ自身もわれわれがもう少し精査して査定してみ

る必要もあるだらう、さらに精査を要すると思ひます、そういう情勢であります。

そういう中で、苦しい会社とそれほど苦しくな

い会社といろいろございまして、四十九年度の全

体の推定をしてみますと、大体通産省のいまの計

算では、電気事業法の供給計画を基礎とした収入額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップ、燃料費は指導価格のベース、そ

れから修繕費及び諸経費は政府経済見通しと、こ

ういう条件でやつておるわけです。この中でも人件費の一三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

るかも知れませんが、四十九年度の赤字予想額全額といふものを基礎にして、それから人件費は一

三・八%アップといふのは、春闇の要望から見てどの程度の差があるか非常に問題点があ

け私もお伺いしたいんです。

この行政と、いうものは法律に基づいて、法に従つて行なうのがこれは原則であります、行政機関の所管事務を定めた各省設置法に準拠して価

格の設定を行なうということについては、法の違法性があるんじゃないかという気がします。設置

たが、それはあくまでも行政機関の所管事務の範囲と権限を定めたものであるというのが常識でござりますので、これによつて行政指導を行ない、

企業の価格決定の自由と、いうものを結果的に拘束するということになれば、これはやっぱり行政が立法に優位するということになると私は思つんで

す。やはり正しい行政運営のあり方としては、設置法による価格設定といふことじゃなくて、生活

安定緊急措置法による標準価格設定というのが一番無理のない形であろうといふうに思いますので、その辺のところをもう少し聞かしていただきたいと思います。

それらの中で会社別の情勢を見ると、やっぱり一番いま苦しい立場にあるのが東電とか、それから中部電力とか、それから中国電力とか、それから関西電力なんか実は赤字の額からいうと登場してまいります。これはやっぱりキャッシュディ

が大きいかからあります。それから九州電力、あるいは四国電力等も逐次出てくる、こういう全般の情勢を見ますと、われわれとしては極力これは抑制しておきたいと思っておりますけれども、まあ将来、ある段階になつたならば、私としては

あるといふことは、四国電力等も逐次出てくる、こういう全般の情勢を見ますと、われわれとしては極力これ

は抑制しておきたいと思っておりますけれども、まあ将来、ある段階になつたならば、私としては

あるといふことは、四国電力等も逐次出てくる、こういう全般の情勢を見ますと、われわれとしては極力これ

ますし、かつまた、そういう安定性を目指にしてつくる立法行為ともまた違うところでもあります。

そういう面からして、日本のようなこういう激動しつつある社会において、特に国際関係から見ている諸条件が非常に激動しているというときに

おいて、生きている経済というものを適正に運営するため、それを行なう。特に物価引き下げ、あるいは物価抑制という面において行なう。公益を確保するためにそれを行なう。おいて行なう。そういう場合には、ある意味においてはそれを行なうことは行政庁の責任でもありますし、法の認める範囲内においてそれを行なうことには許さるものであると思います。ただ、それが非常に長期的に永続していくということは必ずしも好ましいとは思わない。これはケース・バイ・ケースによって判定すべきであると思います。われわれはそういう意味において、標準価格に移行できるものはできるだけ早期に移行する努力をしたいと、そう考えておりまして、生きている経済を相手に物価引き下げという面から見て、この程度のことは行政裁量の余地として認められてしがるべきであると、そういう考えに基づいて行なつ。

○藤井恒男君　これはきょう、時間がないから詰めた質問はできませんが、行政指導による価格設定に関する質問主意書といふものを衆議院段階でわれわれも出しておりますので、いずれ政府の統一した見解が出てくると思いますから、そのおりまたあらためて質問させていただきたいと思います。

きょうは橋本局長お見えですから、私、質問い合わせますが、実は予算の総括質問のおりに、織維問題についていろいろお尋ねしたんですが、ああいった大きな場所でございますので、大臣のお答えが答弁書を読んでおるだけということで、私も時間の制約があるのでこまかい質問ができませんでした。

そこで、二、三伺いします。局長だけつこうですが、一つは輸入検査体制に関する問題、実は

佐々木局長、齊藤局長の時代にも私はこの問題を取り上げましたし、今度橋本局長が就任されたおにも、申し送り事項であるということでこの問題取り上げたんですが、当初私が危惧したとおりのことがどんどん出てまいりまして、昨年の十月には漁網検査協会がとうとう輸出貨物から指定解除了になって、二十三名の者が職場を失うという結果が出ました。今度また、現在ミシン検査協会に付して、これがやはり輸出貨物から指定解くとということで、ここに勤務する五十六名の者が職場を失うというような状況になつております。今後この種の問題が、いまのままの検査体制といもを続ける限りにおいては、そして、わが国の輸出入といふものの動きなどを照らして見ると、どんどん発生するであろうというふうに思ふんです。長年検査業務に携わった中高年齢層の方たちがその職を失うということをやむなくこれ、続していくことになるんで、以前から私申し上げるより、この検査体制といふものを本質的に考え方直す、洗い直して体制整備を行なうということをきわめて重要なことであると思ふんです。民間の企業で、平たく言えばこれは倒産——倒産じゃない、企業閉鎖でございますから、真剣に考えてもらいたいと思うわけなんだけれども、現在までの検討経緯をお示しいただきたいと思います。

査団体についても、輸出検査を主体とする現在の体制に消費者保護のための検査業務を追加することを含め、現行検査機構の改編について早急に検討するようになります。かような趣旨の記述もござります。さような点から、私たちいたしましては、非常にむずかしい問題ではございますが、反面きわめて重要な問題であると、かたがた、先ほど先生から御指摘にもございましたように、今後の織維の輸出入貿易がどう変わつていくかということ、それからこの答申の中にも触れられておりまして、ようやに、だんだん製品が高級化、多様化していく。その識別の困難性、あるいは安全性といったような問題もござります。かたがた、検査機関には非常に蓄積された技術もござりますんで、いわゆる零細企業に対する技術指導といったような新しいジャンルも開発していくべきではなかろうか、かような観点に立ちまして、しかるべき学識経験者を中心としたまして、できるだけ早い機会に、できれば年度内にでもその第一回目の会合を持ちたい、こうしたことで現在準備を進めておる段階でございます。

ざいました。中小によらず織維の業界等の陳情の中にたくさん出てくることでございまして、この布帛衣類、あるいはメリヤスなどにおけるアメリカの関税とわが国との関係が著しく相違している。アメリカの関税が非常に高い、わが国が非常に低い。日米織維交渉で輸出の総量の規制というものを行なったわけだけど、ほとんど未達ですね。また一方、かなり織維品というものが輸入される。そのことが中小企業の競合となつて圧迫が加えられておるわけなんですが、その中の一つとしてやっぱりこの関税問題があるんじゃないだろうか。消費者の嗜好ということよりも、関税問題も大きくこれは利用しておるんじゃないだろうかという気がします。関税そのものが、大蔵大臣も答弁があつたように、日本の産業保護ということが第一義的な目的ですから、そういう面から見れば、関税障壁といふのをなくそうというが国家間の話し合いであります。現状のようなアンバラансといふものをそのまま容認すべきじゃないというふうに思います。そういう面でもう少しとにかくこれからの方針などを説明していただきたいと思います。

関税をなくしていくよう、あるいは低くしていくよう呼びかけておるわけでございまして、御承知のように、現在ガットで新国際ラウンドが開かれおりまして、これにつきましても日本側がかなりのイニシアチブをとつておるということでおこなわれています。その場等を通じまして、アメリカにとどまらずE.C.諸国に対しても関税の引き下げ、当方の関税に見合った程度にまで引き下げるよう努力していただきたいと考えております。

○藤井恒男君 その次に、たいへんこれは矛盾したようなものの言い方になるわけだけど、二次メーカーが非常にピンチになつておりますね。これは局長もよく御存じだと思うんだけど、まあアシナツを例にとつてもいいんです、織維産業の流れの中の川にあるわけで、上からの締めつけと、先ほど来話題になつております下のほうの凍結ということで、サンドイッチのような状態で収益性が非常に悪い。しかも持つて行き場がないという状況になつております。逃げ場がないというところですね、上代、下代ともびしつとワクがかけられておるわけですから。しかも、資材その他が明らかに高騰しておる。特にカタソ系がたいへん暴騰しておるわけなんだけど、こういった二次メーカーの救済ということを具体的にどのようにしてやつていくのか、原糸、原綿を供給するメーカーの力ではどうにもならないということがあるし、あるいは下代についても、価格の行政指導による凍結といふものがあつて持つて行き場がないということです。その辺をお聞きしたいと、なぜ、糸だけがどうして他の織維原料に比して暴騰しておるのか、糸の流通というものがどうなつておるか、この辺調べておられるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(橋本利一君) ただいま御指摘のありましたような品物にかかるわらず、織維全体が非常に不況色を強めてきているわけでございまして、この原因は一つには、消費者の買い控え、それがやはり最終末端需要において需要減少というかくなつておるのじやないか。あるいは金融引

き締めに伴いまして、流通段階と申しますか、中間需要が落ちてきておるといった需要面での減少が生産面ではね返つてきておるというのが一般的な理由かと思ひます。そこで、特に先生が御指摘になつたような部分につきましては、両面からしてお寄せを食つておるといったようなことも実態かと思います。

具体的な対策をいたしましては、先日、年度末の緊急融資が閣議決定されまして、御承知のとおり、紳繩を含めまして五百五億という、見方によつてはぎわめて少ない数字であるわけでござりますが、この中から特に織維に対しましては少なくとも百五十億を貸し付け得るよう関係省庁とも連絡をし、それを現在緊急融資をして資金流通をはかつておるわけでございます。また、引き続きましては、各産地ごとにいろいろと実情をきめこまかく調査いたしておりますので、新年度におきましては新しい財政投融資計画も実行に移されるわけでござりますので、年末あるいは年度末といったような特定のワクを組むということはないかと思いまが、その新しい財投の中で資金手当てをやっておきたいというふうに考えております。

それから、返済猶予につきましてもいろいろ業界から御要望があるわけでございます。一律的に返済猶予すべきじゃないかというようなお話をございますが、現在のところでは、政府関係金融機関の財源にも関連してくる問題でもござりますので、ケース・バイ・ケースに判断をしてこれに対する処理していくことになると思います。特に、先生御承知の中小企業振興事業団からの融資は、二分六厘といふ非常にきわめて低利の金利をもつて充当いたしております。のために一般会計から出資等もあるということになると思います。特に、必ずしも、一律に返済猶予をするということはそれが効果は大きいわけでございますが、なかなか実現可能性がないのではないかか、かように考えておるわけでございます。

それから、糸だけが暴騰しておるが、どういふことかという御趣旨でございますが、カタソ系に

ついてという意味でございますが、それとも一般的な意味でございますか、それとも一般的な糸……。

○藤井恒男君 カタソ系です。

○政府委員(橋本利一君) これにつきましては、実は十分に認識いたしておりませんが、相手方がやはり限られたごく少量の発注をするといったようなところから値段が高くなつておるんじやなかろうかと思いますが、一般的には紳繩、化合繩糸を問わず非常に三品相場等では暴落をしておるということで、むしろ私たちのほうといたしましては、毛糸——梳毛糸でございますが、あるいは紳繩等についてあまりにもコスト割れになつておる現状から、いかがいたしたものかといった心配をいたしておるわけでございますが、カタソ糸につきましては、十分お答えするほどのまだ数字は持つておりません。

○藤井恒男君 もうすでに私の持ち時間は来てしまつたわけですが、最後に、カタソ糸を一べん調べてください。カタソ糸がかなり暴騰しておるんですけど、これはよくない予測だけれども、増するでどうと、これはよくない予測だけれども、するわけです。したがつて、この三月五日の五百五億が決定したおりに、通産省から出た書類の中で、まあケース・バイ・ケースによつて企業の借り入れしていくことになると思います。特に、先生御承知の中小企業振興事業団からの融資は、二分六厘といふ非常にきわめて低利の金利をもつて充当いたしております。そのため一般会計から予について当事者のみにまかせるのではなくて、われわれもお手伝いできる限りはお手伝いして、緩和につとめたいと思います。

それから、お話を四一六の中小、これはもう織維に限らず中小企業の倒産件数が私は激増するでどうと、これはよくない予測だけれども、するわけです。したがつて、この三月五日の五百五億が決定したおりに、通産省から出た書類の中で、まあケース・バイ・ケースによつて企業の借り入れしていくことになると思います。それから、金利につきまして六分五厘、せめて七分にはならないかといふ御趣旨でござりますが、これはどうも私自身としては非常に立場上つらいでございますが、たとえば対米自主規制問題が出ておるわけですが、これをやっぱりもつと積極的に、まあケース・バイ・ケースといふこともなんですが、各産地ごとに積極的にやつてもらいたい。

それから、年初に新しい財投として融資するといふお話ですが、利子の問題ですね。これはやっぱりドル対のときの利子、せめてそれぐらいには、六・数%といふことぐらいにはしなければ、いまの中小では借りる能力がないと。で、今度五百五億の場合は九・二五%くらいであります。実際、中小が借りるときにはもう一〇%をこえるんじゃないですか。したがつて、まあ貸し出しワクは五百五億、織維に百五十億というものの、一〇%、一一%の金を借りてつなぎにする、操作資金にする、あるいは今度の春闌のベースアップ資金にするということは考えられないことだと思うんですよ。だから、せめて私は七%ないし八%、まあ七%ぐらいにはしなければ、せつかくの融資ワクといふものは生きてこないと思う。この辺はひとつ強くお願ひしたいと思うわけですが、いかがでしょうか。それから、ケース・バイ・ケースの返済猶予をしたカタソ糸につきましては、即刻調査いたしましたが、これは先ほどお話をございましたように、それは少しもちょっと触れましたように、私たちといたしましても、常に産地の実情を積極的に把握するという立場でいろいろな調査も実施いたしております。その実態把握の過程におきまして、ケース・バイ・ケースとはいえ、当方としては、その結果を御報告いたしたいと思います。

○政府委員(橋本利一君) 先ほどお話をございましたが、これは先ほどもちょっと触れましたように、これは貸し出しだけでございません。それは、その実情のいかんによって、返済猶予をいたしましてもその実情のいかんによって、返済猶予を一律にやつたらどうかというお話をございましたが、これは先ほどもちょっと触れましたように、私たちといたしましても、常に産地の実情を積極的に把握するという立場でいろいろな調査も実施いたしております。その実態把握の過程におきまして、ケース・バイ・ケースとはいえ、当方としては、その結果を御報告いたしたいと思います。

それから、年始に新しい財投として融資するといふお話ですが、利子の問題ですね。これはやつぱりドル対のときの利子、せめてそれぐらいには、から、私といたしまして関係の省庁とも積極的に番先立つて不況度を強めつはあるわけでございますが、必ずしも中小企業、織維だけではないと話し合いを進めたいと思いますが、今回は織維だけというこののみではどうもむずかしい点もあ

する、おのずからの限界もあるということをお詫びおきいただきたい。私としてもできるだけの努力はいたしてまいりたいと、かように考えておりま

○藤本恒男君 全部でももちろんいいわけですか
らね。全部にやるにこしたことはないんだから。
時間になりましたから、これで終わります。
○委員長 桜木亨弘君 他に御発言がなければ、
本日の調査はこの程度にとどめ、午後一時まで休
憩いたします。

○委員長 翁木す弘君　ただいまから商工委員会
午後二時二分開会
を再開いたします。
計量法の一部を改正する法律案を再び議題といた
します。
二点より質疑を三行ないます。

○竹田現照君 最初に、この改正案の提出に至りました計量行政審議会の答申ですか。通産省が諸問をした中で「一つ答申が欠けてますね。容器の内容の規模化」というのが、これはどういう経緯で答

適正な計量の実施の確保の問題、第二点が公害計測の精度の向上の問題、第三点が計量器の検定検査体制のあり方の三つの諸問題をいたしました。そのうちで、特に緊急を要する課題と思われます環境計測の適正化の問題と適正な計量取引の推進の問題のこの二点につきまして、昨年十二月に中間答申という形で答申が行なわれまして、この答申を受けまして今回の改正を行なおうとしたしておるところでございます。それで、諸問題をいたして

せん検定検査体制のあり方の問題につきましては、さらにな後、計量行政審議会で慎重審議を続けていただき予定にいたしております。この関係のつまり全面的な計量法の見直し関係の答申は、来年の末ごろに答申が出るのではないかといふうに考えておりまして、その答申をいただきまして再度計量法の見直しをいたしたいと、かように考えておるのでございます。

○竹田現照君 そうすると、全面検討というのは、さ

○政府委員齋藤太一君 五十年の末ごろの予定でござります。

セントラルとしてのものに非常に累積してござりまして、技術面でもはつきが、多くつて技術者の資質向上が必要であろうと、こういう点から、結論をいたしまして、国家試験によります環境計測技術者制度の創設したらどうかと、こういう結論になつておるわけでございます。それからもう一つは、環境計測の精度を向上させますために民間の分析センターの適正な運営をはかること、それから、行政機関がこれを不斷に監視することが必要ではないか、こういう議論が行なわれまして、その結果といたしまして、公害関係の環境計測の計量証明事業者の登録制度をしくべきであるといふ結論が出ておるわけでござります。そのほかに、計測の方法につきまして極力JIS規格化をはかつていくべきであるといったような問題

点それから環境計測する計量士にございましては、その試験内容、方法等は、従来の計量士とは違った内容で十分それに向いた試験をやるべきであると、こういった点が議論になつております。

それから、もう一つのテーマでございます適正な計量取引の推進の問題でございますが、この問題につきましては、計量販売を促進すべきであるということがテーマでござりますけれども、これをお一律に強制をするということは、商品によりますと、それでも、計量販売に向く商品とそうでないものの見分

し、特に容器、密封商品等につきましては計量法の問題による取引を義務づけることが必要であると、こういった結論になつておるわけでござります。
○竹田現照君 消費者保護の面から、計量法の問題についていろいろと検討を加えなければならぬという問題が前から言われていますけれども、今回は公害計測、そのほか計量販売の強化ですけれども、これは内容量の表示を義務づけたというようなこともありますが、そのほかに、消費者の代表にあたるべき人が消費者保護の面から、計量法の問題について何か審議会の中でも問題が提起されはしませんでしたか。

○説明員(姫野瑛一君) お答えいたします。

消費者代表からいろいろ御議論があつた、御意見があつたわけでございますが、主とした意見はただいま局長から申し上げました生鮮食料品關係、こういったものについて計量販売をしてはどうかというような点をめぐる議論が大半でございました。

面であり、通産省は顧みてないということで、とかくの批判があるというようなこともこれは書いてあります。しかし、そうすると、やっぱり問題がないわけではないような気がするんですけれども、これはどうなんですか。まあ通産省は通産省として、この計量行政を委任するについて、私も補助金名簿その他見てるんですけど、ちょっとわからんんですね。何らかの財政的措置をされてるのかどうか、まず最初にお伺いして、自治省としては、全体の地方公共団体が充足しているのかどうか、していないとすれば今後どういうふうになさるうとするのか。計量行政というの是非常に、特に消費者の生活に一番関係をする行政面であるだけに、やはり足りなければ十分の対策をしなければならぬと思いますけれども、その点、それをぞれの立場からお答えをいただきたいと思います。

○竹田現照君　自治省、お見えになつております
ね。この計量法関係の行政事務といふのは、はと
んど自治体に委任されていますけれども、その予
算といふのが交付税交付金から出でているわけです
ね。それでこの計量予算といふのは、実際にこの
交付税のほう、交付金のほうでまかなえられてい
るのかどうかですね。それと、今度の改正で公害
計測といふ仕事がまたふえたわけですね。そうす
るとまた金がかかるんではないか、そういうふう
に思うんですけれども、これについて、三月四日
の都道府県計量行政協議会の世話人会でも、この
法の改正の内容については大かた了承をしたけれ
ども、検査設備の設置等について、国としての特
段の配慮をしてほしいという要望もあつたようで
すね。

それと、四十九年度の地方計量予算、各都道府
県別にここにもあります、これが充足されてい
るものかどうかわかりませんけれども、かなり物
価の狂乱事態といふこともあって、きびしい予算
がつづいています。そこで、二つ質問の中

知のように、明治以来、度量衡行政ということでの國の委任事務などはございません。先生御承認の如きまして検定等の取り締まり事務を行なっております。それには要する予算につきましては、市におきましては特定市に於ける度量衡行政と同様の運営をされております。必ずしも十分であります。それに要する予算につきましては、仕組みで運営をされておりますけれども、府県あるいは特定市の予算に計上されまして、その通りは交付税等で国が必要な場合には見ると、こううておりません。そこで要する予算につきましては、付ておきます。それに要する予算につきましては、必ずしも十分でありますけれども、府県にまた別途國から補助金を交付するといったようなことは、現在いたしておません。民間の分析業者等に対しての設備の補充等につきましては、一部補助金を交付している面もございますけれども、公共機関につきましては、その機關の予算並びに國からの交付税という形で充足されることを期待いたしておるところでございます。

○説明員(石原信雄君) 現在、地方交付税の配分にあたりましては、都道府県あるいは市町村が法令の規定に基づいて実施いたします各般の行政に要する経費を算定しているわけでございますが、計量関係の経費につきましては、計量法の規定によりまして地方公共団体に委任されております登録事務でありますとか、あるいは認定、取り締まり、指導あるいは普及、こういったそれぞれの事務の実態を勘案いたしまして、必要な経費の算定を行なつております。たとえば四十九年度、現在御審議をいただいております「地方交付税法の改正法案の中における計量関係の経費につきまして申しますと、人口百七十万の標準団体、これは都道府県の太体平均的な団体ですが、この場合でありますと、三千七百二十五万六千円の標準経費を予定して単位費用を積算いたしております。これまでこの標準経費を各自治体の行政の実態を勘案しながら積算しておりますが、交付税の計算は、何と申しましようか、標準計算、理論計算でございまし

て、その算定結果が必ずしも各自治体の現実の財政支出と見合うわけではありませんけれども、全地方団体についておむね要の財源が確保されるよう、常に私ども見直しを行なっております。たとえて申しますと、四十七年度の都道府県の支出実績につきまして、通産省のほうでこれを調べになつたわけですが、都道府県の計量行政に対して支出された額を見ますと、二十億円あまりでございます。これに対して、地方交付税で算定いたしました理賃計算で算定された額は約二十四億円で、交付税のほうがむしろ上回つております。私は、こういった法令によつて非常に個々の事務の義務づけが具体的になされてゐるものについては、交付税計算上も的確な財源措置をしやすいうわけでございまして、その四十八年度、四十九年度、その後の物価の上昇、あるいは人件費の上昇を勘案して経費の積算を行なつております。四十九年度予算がどういう状況になるか、まだわかつませんけれども、一応私どもとしては、前年度に比べまして一七%程度の増額を予定いたしておりますので、今回の法律改正に伴う事務の增高を考えましても、全体としては財源措置は十分なきぎれりであるものと考えております。

い傾向にあるようであります。そこで、仕事がふえる、さらに計量行政の拡充強化、こういう問題、それから、公害計測というような今回の改正法が通りますと、かなり専門的な技術も、必要でしょうから、現在の計量行政に携わっているいわゆる技術者等の再教育も必要でしょうし、かなり金がかかるんではないかと思うんですがね。そういう意味では、かなり国から出すのも計量予算といふことでひとつぎの予算を出すとか、あるいはまた、政府全体がこの問題について強力な施策を与えるというようなことがやっぱり必要ではないかと、そう思うんです。

それから、法律の改正案が出され、仕事がふえるということが前提になりながら、なおかつ、総体の予算で減っている県が七県もあり、人件費の高騰に伴つて事実上の事業費というものが減るもののが二十近くもあるというこの四十九年度の計量予算の実態を見れば、これはどうも法律の改正とは逆行のことになつてゐるんじゃないかといふ気が私はするもんですからね、その点まあひとつどうするのか。金が伴わなければ、実際仕事ができないことになるわけですから、その点ちょっと心配でありますから、自治省もお呼びして見解をお聞きしたいと、そう思つていますし、交付税だけではなければということであれば、通産省が補助金がない他の問題で考えなければならない点ではないかと、そう思うんですけれども、いかがでしよう。

○説明員(石原信雄君) ただいま私が御説明申し上げましたのは、地方交付税の計算上の問題でございます。地方交付税は、御承知のように、これは地方公共団体の一般財源として分配されますので、補助金と異なりひもつきではございません。ただ、公共団体が計量行政を行なうために通常必要な額は財源的に保障しようという趣旨で算定しておるわけでございます。

で、いま御指摘の各都道府県の現実の予算の組み方の問題でございますが、この点は各団体がどういう考え方で、どういう性格の予算を組むかによって相当変わつてしまります。たとえて申します

すから、どうしても忘れるがちになると思いますからね。しかし、仕事はますます重要性を帯びてくるという面から、やはり通産・自治両省とも十分な配慮をしてしかるべきではないかと、そう思います。これは今後の問題もありますから、さらに計量法の抜本的な改正というようなことも、全面的な検討に基づく改正も、先ほどのお答えで来年、再来年度あたり出てくるとすれば、そういう際にもひとつぜひお考を置いていただきたいと、そういう要望しておきます。

地行で交付税の法律審議中だそうですから、どうぞ、よろしいです。

それで次に、この計量法の法律改正の最初に出ている七十条の二、これに関連してちょっとお尋ねしますが、ここで最初の、販売に適する商品といふのは、どういう意味なのか。販売に適する商品といふのはどこで、政令で定めるわけでですね。この点、どういうことなのか、まず最初にお伺いいたします。

○政府委員(齋藤太一君) 改正法の七十条の二で規定しております「長さ、質量又は体積を計つて販売するのに適する商品」と申しますのは、商品の長さとか質量、あるいは体積を計量することが可能でございまして、しかも、それを購入する人が主としてその量目に着目をいたしまして商品を選択をする、また、社会通念上も長さなり質量、または体積をはかつて販売することが適當と思われる商品でございますが、結局、これは商品の特性なりその品質が標準化しているかどうか、あるいは計量販売が普及しているかどうかといったようなことで、おのずと定まってくるものでございまますけれども、この規定自体が訓示規定でございまして、「努めなければならぬ」、というような規定でござりますので、その商品を政令で指定するといつたようなことは考えておりません。

○竹田現照君 そうすると、これはまあ常識的な線で判断するといふことに理解していいんですね。そうすると、これ、解釈のしよによつてはどうでもどれる面がないんですか。

○政府委員(齋藤太一君) 実はこの条文を今回設けました趣旨は、はかり売りを極力推進してまいりたい、こうすることによりまして、一般消費者の量目に対します認識を向上させ、また、はかり売りによりまして商品選択情報が提供されるわけでござりますし、量目の適正化も進みますので、そういうた消費者利益の保護という観点からはかなり売りを推進するという立場でいろいろ行政指導を行つたところで、計量法にはかり売りを、まあ、つとめなければならないという根拠規定が從来ございませんでしたので、こうしたばかり売りを推進する行政指導を強化していきます足がかりとしての根拠規定を置きたいということで、こういった訓示等にもいろいろお願ひをいたしまして、こういつたばかり売りに適する商品については、極力はかり売りが普及するよういろいろ指導を進めてまいりたいと、このように考えておるわけでござります。

○竹田現照君 行政指導の根拠規定で、言うならば訓示規定と、こうしたことですから、これを受ける側としては、別に制裁措置を受けるというようなこともありますからね非常にゆるやかな規定になつてゐると思いますが、審議会の中では、この点については何か論議がございましたか。もう少しきびしくすべきだと、訓示規定というようなことでなく、義務づけたほうがいいとかなんとかというような御意見というものは出なかつたのですか。

○政府委員(齋藤太一君) 審議会の議論におきまして、特に消費者関係の代表の方からは、この際、極力前進をして、はかり売りをなるべく義務づけるような方向で考えてほしいという御希望はございました。ただ、同時に、やはりまたそこまで一挙にいくのは時期尚早であつて、ますこういった訓示規定で出発をして、はかり売りが漸次普及す

るに応じまして、ある時点で強制のほうへ踏み切つていくというような段階的な行き方をするのが現実的ではないかと、こういう意見が結局大勢を占めまして、こういった改正になつたわけでござります。

○竹田現照君 そうすると、これは段階的規定ですか、将来ある程度普及されたと判断できるとのと、改正されていくものだというふうにこの審議の段階では理解してよろしいですか。

○政府委員(齋藤太一君) 将來の方向としては、そういうふうな方向にいくべきだろうというふうに考えております。

○竹田現照君 それでは、環境庁にちょっとお伺いしますけれども、環境庁は見えてないようですか、科学技術庁に。

今度のこの改正に、直接科学技術庁の問題についてはあれはないんですけども、これから環境庁にお尋ねをしてからお聞きしようと思ったんですけども、見えておりませんから、先にお尋ねしますが、衆議院の予算委員会の段階以来問題となつた例の日本分析化学研究所、分析化研と略称ですか、日化研ともいわれておりますが、あれの経歴書によりますと、あの研究所が設立された経緯というのは、科学技術庁原子力局の指導のもとに設立された云々ということになつてゐるわけですよ。その点はまず間違いございませんね。

○政府委員(生田豊朗君) 分析化学研究所でございますが、昭和三十五年に設立されておりまして、社団法人の設立の申請がございまして、科学技術庁が認可しております。で、当初は私ども、フルアットと言つておりますが、いわゆる原子爆弾あるいは水素爆弾の爆発実験に伴います死の灰といわれるものが降つてしまりますが、その問題が非常に大きな問題になつておりましたので、そのいわゆる放射性降下物でございますが、それの分析をするということをまず第一の目的にいたしました、科学技術庁原子力局で多少の内面指導もいたしましてできたものでござります。

○竹田現照君 内面指導というよりは、事実上原子力局の指導のもとに設立されたと書いてある経歴書の内容については、そのとおり間違いか、そういうことなんですか。

○政府委員(生田豊朗君) 実質的にはその経歴書に書いてあるようなことであると思っております。

○竹田現照君 とすれば、あの分析化研というのは、科学技術庁ときわめて密接な立場にあつたことだけは事実なわけですね。あなたのほうの指導で実際は設立された。内容はいまになつてみますと、理事長以下何か一族で固められたようなかつて、その内容については、こらにはなつていまして、その内容について、言われるだけは事実なわけですね。

も、そこで科学技術庁の指導のもとで設立された社団法人、言ってみれば、きわめて緊密な関係にあったことが間違いない状態において、言われるような測定、分析のでつち上げが行なわれたとすれば、なぜあいのうようでつち上げをしなければならなかつたのか、あるいはまた、科学技術庁はなぜそれを見たのがしたのか、見のがさざるを得なかつたのか、あるいはそのようなことを、うんと勘ぐれば、あいのうようでつち上げ報告書といふものを報告をさせたのか、ここがやつぱり間違として残ると思うのですね。このことについてはどうなんですか。これはいま原子力局の次長がお答えするところが妥当かどうか、これはむしろ技術長官なりからお答えをすべきことだらうと思うのです。局長を首にしたとか、あるいは職員をそれぞれ行政処分をしたからということで回避すべきことじやなくて、根本の科学技術庁と分析化研との関係、今度はあれを解散させるそうですけれども、新たに一つのこういう法人ができるたとしても、この根本のところを正しておかないと同じようなことを繰り返されると思うのですよ。ですから、将来に禍根を残さないために、なぜでつち上げが行なわたれたのか、科学技術庁はなぜそれを見過ごしたのか、この点は、問題が起きてから科

学技術庁はどういうふうにお考えになつておるの

か、お聞きしたいんです。

○政府委員(生田豊郎君)　ただいま先生から御指摘のございましたとおり、まことに申しわけないことであると思いまして、深く科学技術庁一同反省している次第でございますが、このような不祥事が起きました原因につきましては、根本は何と申しましても、私ども科学技術庁の監督の不行き届きということになるかと思います。

根本、何というのかな、くされ縁があつたのか、何かそういうようなことでそのところをやつぱり解明しておかなくちやいかぬと思うのですよ。なかなか言えないのかどうか知りませんけれども、ここは言えなくても言わなくちゃいけない。

ことで、再び過ちを起さないよう、十分留意してまいりたい、というように考えております。○竹田現照君 そうすると、分析化研の技術者のほうには問題はなかつたともしあつたとすれば、委託を受けるに足るだけの技術者がおらなかつたのか、あるいはまた、全体的にそれを調査するごとに技術者も足りなかつたとかといふ、そういう問題もあつたと思ひますが、そういう点はなかつ

たと、その技術者の測定の結果といふようなもの
はもうはつきりしておったのだけれども、いま
おつしやつたように、私も言いましたように、そ
の理事がはとんど何とかいう人の一族なんです
ね。だから、その理事者の段階でいわゆる間違つ
てひん曲げられたんだ、こういうふうに理解して
間違いありませんか。

○政府委員(生田豊郎君) まことに申しわけございませんけれども、その点につきましては、私どもも今回の事件が起きましてから、その理事者から現場の分析の担当者に至りますまで関係者を呼びまして、個々に事情を聴取いたしまして、その真相の究明に極力とめた次第でございますけれども、ございまして、よろしくお待ちいたいと存思ます。

ともそれを説明するに随分かなり食い違いました。ただいま先生おっしゃいましたように、現場の技術者が自分が自分だけの考え方で捏造したんだということを言っている者もござりますし、また裁判の告発者など、ますゞどうもいろいろの間違

さか方の者もござりません。和やかな調査が
ました範囲内では、徹底的な調査ができる段階
でございます。で、本件につきましては、警察當
局がすでに捜査を開始しておりますので、私ども
いたしましては、警察権によります捜査の結果
によつていろいろ事態が解明されてくるのである
うというように考えて いる次第でございます。

○竹田現照君 そうすると、やはりこれは新しく法人をつくるにしても問題なんですね。技術者の段階でひん曲げたような測定の報告をしたということになれば、ちょっとこれはかなり、おそらくこの種じや日本で一番大きい唯一のものでしょう。そこが信用できないということになるわけですね。私はむしろ、技術者の段階では間違いなかつ

たけれども、理事者の段階でひん曲げられたというように理解しておったのですけれども、技術者の段階でもう何かわからないということになる」と、それは原因の究明が司直の手によって解明されるまでわからないとすれば、新しい法人をつくるといったって、これもまた私は問題のような気がするんですけどもね。これは原子力局長の首をちょん切ったということだけでは私は片づかないと思うのですよ。この種の……まあ今度の計量法の改正で、環境庁でもいわゆる国立のこういう機関がないわけですから、そうすると、やっぱり何かそういうものを設立してそこに委託するといふ形をとるとすれば、調査の結果に国民が信頼を置かないといふような事態というものが次から次へ出てくるような懸念があれば、これは私はたしかんだと思うんですね。ですから、この点はどうですかな。

ところで、きのうの朝日新聞の読者の投書欄にもやはりのことと同じことが書いてある。ごらんになりましたか。同じような愚を繰り返そろと/or>しているということ書いてあります。ですから、その原因というものはやっぱりはつきりさせてもらいたいと思うんですが、いまの段階でははつきりできないでしょ、いまのお答えではね。そうすると、次の法人ができるまで、この原潜の放射能調査と、いうものを理化学研究所、放射線医学研究所あるいは原研、こういうものに委託するということを言っていますね。ところが、この研究所の労働組合というのは、そういう委託を受けてもそれにこたえるだけの体制がいまないと。とすれば、分析化研の二の舞いを起こすような懸念があるというようなことで、これを引き受けることについては反対をしているというけれども、きのうの投書欄では、森山長官は、労働組合は分析化研務の引き受けに口を出すなど、こういうことを言っているとか、言ってないとかということで投書に書いてありますね。私は、この点はつまびらかでありませんが、そうすると、直接に携わっていいるところが引き受けの自信がないと言っている

ような状態の中で、それを引き受けさせて法人の設立までのつなぎをするということは、私は、ちよと問題があるんじゃないか、はつきりしたもののがき上るまで、この放射線の調査というものの委託というものは停止しておいたほうがむしろ適切ではないか、そう思ふんですけれども、それはどうですか。

○政府委員(生田豊朗君) ただいまの点につきましては、理化学研究所あるいは放射線医学研究所の労働組合に異論のあつたことは事実でございましたが、その後、両研究所の理事長、所長、その他管理者にお願いをいたしまして、実際にこの分析業務を担当いたします研究者の方、あるいはその他のそれを補佐する技術者の方と、かなり時間をかけて十分お話し合いをしていただきました結果、大体完全に御納得をいたぐるという段階になりましたので、当初よりも多少その結果予定はおくれたわけございますが、それぞれ分析業務を円満順調に開始するという体制になつております。

○竹田現照君 それじや、科技庁に最後にお伺いしますが、いずれにしてもその原因がはつきりしないといふことは、これはたいへん遺憾なことだと思いますし、それは司直の手にゆだねて原因を

はつきりさせるという以上に、私はやっぱり科学技術庁自体の責任において、とこにはつきりさせることだと思つてます。それで、先ほどお答えの中にもありましたクロス・チェック、

チエックシステムというようなものを今後取り入れていく、もし取り入れるとすればどういう形において取り入れようとなさつてあるのか、この点お伺いしたいと思います。

○政府委員(生田豊朗君) ただいま先生の御指摘になつたとおりでございますので、私どももクロスチェックの必要性につきまして非常に痛感して、いる次第でございます。それで、今回の理化学研

究所、それから放射線医学研究所等がこれから行ないます、いわばつなぎの分析につきましても、もうその段階からクロスチェックを導入していくこと、その段階からクロスチェックを導入していくことは、民間の機関に分析を依頼する場合には、先ほどお話をございましたようなクロスチェックを徹底せん第三者から構成されます評議委員会をつくりまして、その各研究所から出てまいりました分析

の結果を、第三者の目によつても一度見直すと

いうことによつてその正確を期すということで、

この段階からもう始めることにしておりますし、

がいまして、これはもう結果論でございますが、

もしもいままでの日本分析化学研究所につきまし

ても、そういう第三者の評議機関というようなク

ロスチェックのシステムが導入されておりました

ならば、かりに分析化学研究所が今回と同じよう

な不祥事を起こしましても、その結果がそのまま、

再検討されることなしに表に出ると、いうことはな

かつたというように考えておりますので、この第

三者による評議機関、いわゆるクロスチェックと

いうものが、この種の問題につきましては非常に

重要であらうというふうに考えておる次第でござ

ります。

○竹田現照君 それじや、科学技術庁はよろしゅ

うございます。

○竹田現照君 そこまでいま科学技術庁に——皆さ

ん途中からお入りになりましたですね。例の分析

化研、富山のイタタイタイ病をはじめいろいろ

な調査の依頼を、環境庁もあの分析化研を推薦団

体として、地方公共団体にも調査の依頼を推薦を

しておつたようですけれども、原潜の放射能があ

るという、言つてみれば、副次的といいま

すから、公共的な機関で行なうのが私はもう原則

も効果的な、また、信頼を得られるようになります

から、もう結果論でございますが、

いたしまして、また、分析結果に対する信頼性の

確保につとめるために懸命に努力をしてまいります。

同時に、環境行政における今後の分析測定体

制のあり方につきましては、現在、環境庁におき

ましていろいろな実態の調査を行なつております

ので、これらの結果を考慮に入れました上で、最

も効果的な、また、信頼を得られるようになります

から、もう結果論でございますが、

いたしまして、また、分析結果に対する信頼性の

確保につとめるために懸命に努力をしてまいります。

○政府委員(藤本孝雄君) 先生の御意見と同じでござります。

○竹田現照君 そこでいま科学技術庁に——皆さ

ん途中からお入りになりましたですね。例の分析

化研、富山のイタタイタイ病をはじめいろいろ

な調査の依頼を、環境庁もあの分析化研を推薦団

体として、地方公共団体にも調査の依頼を推薦を

しておつたようですけれども、原潜の放射能があ

るという、言つてみれば、副次的といいま

すから、もう結果論でございますが、

いたしまして、また、分析結果に対する信頼性の

確保につとめるために懸命に努力をしてまいります。

○政府委員(藤本孝雄君) いま担当の者が来てお

りませんので、詳しく述べまして御報告申

し上げます。その調査によりまして、その業務

量が把握できるわけでございまして、その業務

量の中で公団体がどれだけ調査をしておるか、

また、民間の検査機関にどれだけの業務量を委託

をいたしております。その調査によりまして、その結果につきまし

ては、いま担当の者が来ておりませんので詳しく述べできませんが、あとで調査の上御報告申

し上げたいと思います。

○竹田現照君 事務当局も来ていますか。

害関係の分析測定といふものが、公正でかつ科学的に実施されることが最も基礎的な要件であると考えております。環境庁といたしましては、当面は、民間の機関に分析を依頼する場合には、先ほどお話をございましたようなクロスチェックを徹底いたしますし、また、分析結果に対する信頼性のいたしまして、第三者から構成されます評議委員会をつくりまして、その各研究所から出てまいりました分析

の結果を、第三者の目によつても一度見直すと

いうことによつてその正確を期すということです。

○竹田現照君 いや、基本的には公共の機関がこ

ういうものを担当すべきではないかという点につ

いては、御同意いただけますか。

○政府委員(藤本孝雄君) 先生の御意見と同じでござります。

○竹田現照君 そこでいま科学技術庁に——皆さ

ん途中からお入りになりましたですね。例の分析

化研、富山のイタタイタイ病をはじめいろいろ

な調査の依頼を、環境庁もあの分析化研を推薦団

体として、地方公共団体にも調査の依頼を推薦を

しておつたようですけれども、原潜の放射能があ

るという、言つてみれば、副次的といいま

すから、もう結果論でございますが、

いたしまして、また、分析結果に対する信頼性の

確保につとめるために懸命に努力をしてまいります。

○政府委員(藤本孝雄君) いま担当の者が来てお

りませんので、詳しく述べまして御報告申

し上げます。その調査によりまして、その業務

量が把握できるわけでございまして、その業務

量の中で公団体がどれだけ調査をしておるか、

また、民間の検査機関にどれだけの業務量を委託

をいたしております。その調査によりまして、その結果につきまし

ては、いま担当の者が来ておりませんので詳しく述べできませんが、あとで調査の上御報告申

し上げたいと思います。

○竹田現照君 事務当局も来ていますか。

○説明員(津澤健一君)　ただいま水質保全局で実施中でござります。

○竹田現照君　それではまだ結果は出でていないということですね。再調査の結果は出でて、な、と、いう書に基づく再調査ですね、これはやっているんですか。

ことですか。

○説明員(津澤健一君) 詳しくは水質保全局のほうでないとつまびらかではございませんが、私が聞いておりますところによりますと、ただいまが聞いておりますところによりますと、たまたまでは水銀についてはシロということが出ております。その他につきましてはなお調査中でございます。

○竹田照君 それで、まあ調査結果が出でしませんからあれですけれども、もしクロというような事態が出てくるとすれば、科学技術庁と全く同罪で、あなたのほうもあの機関を推進していただけだから、環境庁の責任というよりは政府自体の責任になるわけとして、これは綿密な再調査をぜひやっていただきたいと思います。

そこで、新法、改正法に基づいていろいろとまたやられるわけですが、通産省の計量課が調べた「環境測定分析機関の実態」というのがここにありますけれども、これは全国には三百から四百あるそうですが、いろいろなものを入れて、従業員が二十八人以下が約五〇〇%ある、「三十人以下というのを含めますと約八五%なんですけれども、これは技術者はそんなにいないと思いますが、こういうたくさんある企業で、これから公害計測といふようなものが、国なり地方公共団体なりその他企業等の要請に十分こたえ得る体制にあるのかどうか、環境庁としてはお調べになつたことございますか。

○説明員(津澤健一君) 民間の機関につきましては、昨年の十一月、当庁の大気保全局と水質保全局が中心になりましたて調査をいたしました。その結果、ただいま先生の御指摘がございましたように、機関といたしましては民間のものが約三百二

さいます。そこに従事しております分析関係の技術者の数は約六千五百というふうな数字が出ております。これを加えまして、本年の二月に、さらくに地方公共団体及びその地方公共団体が委託をしております研究の詳しい実態を調査したいといふことで、ただいま都道府県に依頼中でございまして、これらができる上がった段階で、そのような事実があるかどうかにつきまして詳細に検討したい

○竹田現照君 いま技術者が六千五百ということをおっしゃいましたが、これは通産者の調べでは、この分析機関の技術者の総数は百五十九企業で二千六百三十三人になつております。一企業あたり十六・五人、これは、いまおっしゃった技術者というのは、地方公共団体から国まで合めての数なんですか。

○説明員(津澤健一君) ただいま申し上げましたのは民間のものでござります。

○竹田照彦君 ちよひとと通産省にお尋ねしますが、民間で六千五百といま環境庁は言うのですけれども、おたくのほうのこの印刷物、四十九年一月に出たものでは二千六百三十人というふうになつておりますね。これはどこか食い違いがあるのですか。

資料は、四十九年一月の「環境測定分析機関の実態」という資料かと思いますが、この資料につきましては、初めの第一ページに書いてござります。ように、日本環境測定分析協会に所属しております環境測定分析機関百八十七機関の実態調査でございます。したがいまして、先ほど環境庁さんのほうへお尋ねいたしました議論を参考に若干の

はうからお答えしたときもした文部省企業と百八十七機関です。そこで、この日環境に入っているのじやないかと思います。対象が三百社と申しておりますから、そういったところでこういった数字に食い違いが出ておるのではないかどうかというよう思います。

どうかわからないですけれども、かなりいいところなんでしょう。これに漏れているというようなところになるとさらに中小もいいところじゃないかと思うのですがね。百八十七機関でも民間企業八四%です。社団、財團というのが、公益法人が一六%，圧倒的に民間企業が多いのですね。ですから、そのほか二つの調査の告以上の技術者と二

から、そのいかにこの調査の仕事」のお術者として、うのはどういうふうに分布されているのかわかりませんが、私は、この民間分析機関というものがかなりいいかげんなものもたくさんあるような気がするのです。いまのお答えを聞いておつても、それですから、これからこの法律で規制をして、アウトサイダーでなくなるにしても、やはりその点は整理統合なり監督体制をかなりきびしくしないといと、分析化研ところでない問題点がたくさん出てくるのじやないかという気がするのです。この法律では、こうこうこういうものだという基準となるようなものも何もないわけです。ですから、小さいところには、分析を引き受ける基準といふものはこうこうこの程度の以下であるとか、このくらいだとかというようなものをかなりきめこまかくきめておかないと、何でも引き受けければ金になるというようなことでやられたのでは、これはたいへんなことになると思うのです。こういう民間分析機関に対するさまざまなることを考えた政策的な配慮、こういふのはこれは、法律に基づいて環境庁が主体的に行なわれるのでしょうけれども、お伺いするところによると、日環協に加盟をしているものも、これは特殊法人にして両省庁の共管の法人にするやにも聞いておりますから、両方責任があると思いますので、その点ある程度の基準というようなものをやはりきめるということと、それから、かなりきびしい監督体制、監視体制といふこともやはり配慮しないといけないのでないかと思うのですが、そういう点はこの法改正にあたって通産、環境庁ではどういうふうにお考えになつておられるのですか。

ておりますのが約三百ないし四百社ぐらいあるようになります。これは特に昭和四十七年ころから急速にふえてまいっておりまして、その実情はただいま先生御指摘のようによまだ零細なものも相当多数ござります。したがいまして、こういうものがちゃんと正確な環境計測をやりますように今回計量法を改正いたしまして、こういった業として環境計測等を行なう者につきまして、この計量法に基づきます登録制をしくことを考えた次第でございます。

今回の改正法によりますと、業として環境分析をして証明をする者につきましては、この法律の百二十三条によりまして、都道府県知事に登録をしなければその営業を営むことができないことにいたしております。登録の基準といいたしましても、一定の計量器を持っておる、それから、計量士はあるいはこれに準する者が一定の事務所を持っておる、そういう要件を課しまして、その要件に合わないものは登録はないわけでございます。また、登録を受けましたあと、事業規程を都道府県知事に出すことになつておりますが、その事業規程におきましていろいろ計量器の保守、管理体制、あるいは計量の実施の方法、記録の保存の方法、その他活動分野等々を事業規程の中に書かせまして、これを府県がチェックする。加えて報告収取、立ち入り検査といったようなことを行ないまして監督することにいたしておりますので、従来のこういった業者が野放しであつた時代と違いまして、本法によって登録制をしきますと、こういった業者の公正さが相当担保されるのではないか、かのように考えておるところでございます。

○政府委員(藤本孝雄君) 環境庁といいたしましては、今回の改正によりまして、物的にも人的にもレベルアップをとりまして、公害分析測定技術等の分析機関のレベルアップが期待されると考えておりますが、民間のこのような分析検査機関のレベルを十分に連絡をとりまして、公害分析測定技術等のレベルアップにつとめてまいりたいと考えております。ですが、民間のこのようないくつかの分析検査機関のレベルをアップする、物的、人的両面から信頼されるもの

にしなければならない、という先生の御意見につきましては、私ども全面的に同感でございまして、このレベルアップをするために、先ほど来から申し上げておりますように、環境庁といたしましてはまず業務量の把握と、それから民間の検査機関の実態を調査いたしておりますわけでございまして、この調査結果が出てまいった段階で、私どもいたしましてもこのような民間の検査機関の物的、人的両面から信頼されるようになるようレベルアップをするために何らかの措置をとってまいりたい、かように考えております。

体がやならぬことですから、今度二重検査の問題は、その点は早急に体制を整えねばならないわけですけれども、これはある程度の見通しというものはござりますか。

○政府委員(齊藤太一君) この分析業者の信頼性を確かめる方法といたしまして從来しばしばとられておりました方法は、依頼者が分析を依頼するサンプルの中に、すでにその数値がわかつております資料を混入と申しますか、一部に挿入をいたしまして、そして、すでにわかつておる数値の資料につきましてその分所幾箇かどういった数値を

先ほど科学技術庁からお話をございましたように、これまでの技術の度合い、信頼性をチェックするという方法がとられておったようございます。これは、文主が依頼する相手を選択する一つのやり方としてそういう方法がとられておったわけでございまして、その分析につけてきたかということを見まして、その分析の技術の度合い、信頼性をチェックするという方法がとられておったようございます。

題が出てくると思うのです。ですから、いま法津である事業登録制だと、事業規程、あるいは立ち入り検査だけでは私は十分ではないと思いますし、先ほどもお答えがありました技術者にしても、六千五百というと、正しく把握されて日環協に入っている約二千六百三十人以外の人は一体どうなっているのかということの調査もまだ不十分なんです、どういうふうになっているか。ですから、民間の分析機関そのものの現状がどうかということは、政府側でもまだはつきりしていないわけですね。

いたしましては、濃度等がすでに知られておりまして標準の資料をその分析センターに渡しまして、そうしてそれを分析をさせる。その結果が、こちらであらかじめ知っておりました濃度に非常に近いかどうかということで監督をする仕組みが考えられるかと存じます。

今後取り締まりといふ形でやっていくとしたま
すと、そういう方法を採用することが一つの方
向であろうかというふうに考えておりますが、こ
の場合の問題点は、既知の濃度の標準資料が現在

場の分析室等の規模が大体三百平方メートルぐらいでございまして、一機関当たりの投資額が約一千万円というような規模になつております。ただ、これは平均でございまして、これより非常に大きなものもありますれば、きわめて零細なものもござります。零細なものにつきましては、今後事務量が、仕事量が拡大して、あるいは統合等によりまして、平均規模に近づくよう指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、標準仕事量とか、あるいは料金の指導といったような点でございますけれども、まず料金につきましては、御承知のように独禁法の関係もございまして、業者自身が統一料金といったようなものをつくるのは非常に問題があろうかと思ひますので、あまりにおかしな料金等があります場合は、個別に政府としては指導するというような体制でまいりたいと考えます。ただ、依頼をする場合に、非常にここは高いか安いかといつたような判断を依頼者がします基準として、たとえば、水銀分析の場合にはこういった工数がかかるといったような分析の項目ごとの標準工程、あるいは標準工数といったようなものは独禁法の関係はないし存じますので、こういうものを全国組織でございます日本環境測定分析協会あたりにつくつてもらいまして、標準工程表といったようなものを依頼者にお配りするといったようなことは考えてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

なお、登録に関しての事業規程におきますいろいろな監督上の基準につきましては、客観的な基準をつくりまして、統一的に運営をいたしましたいというふうに考えております。

○竹田現照君 ちょっと前後しますが、環境庁の本質規制課長お見えになられましたから、一言だけ。

先ほど、おたくのほうのことでちょっとお答えができなかつたのですがね。分析化研に依頼した調査報告に対する再検討をいまやられているそうですね。そのことに対する結果というものは、大き

体全体的にいつごろ出るのか、何か水銀のことはシロというようなことが出ていたそうですが、その他のことについてはどういう進行状況になつているのですか。

○説明員(太田耕二君) お答えいたします

水銀につきましては、専門家によりなります検討委員会を組織いたしまして、そこで一部サンプルリング、それからその他の項目につきましては、全体につきまして、要するに、九水域の関係の水銀の安全性を確認する必要があつたものでございまふる、早速ご質問へお答えいたします。

その結果、中間報告でござりますけれども、現状の状況では、その出ました分析結果は信頼し得るに足るという結果が一応出ております。それから、その他 P.C.B.、それから一般重金属類の項目等につきましては、現在受託能力の評価ができるかどうかの問題が一つと、それから、いままで出ておられます数字が、はたして水銀と同じように信憑性があるものかどうかにつきまして、現在調査しておる段階でございますが、一応私どもしままで当たっているところでは、だいじょうぶでなかろうかというふうに考えております。しかしながら、現在何ぶんにも調査進行中でございますので、結論を出すまでには至っておりません。

○竹田 照君 見通しはどうですか。

○説明員(太田耕二君) 四月そうおそくないう時期にその一応の見通しを得たいと、かようて考えております。

○竹田現照君 それでは、時間も参りましたから
はしょりまして……。

先ほども話しましたように、今度の法改正で地
方自治体の委託の問題がかなり多くなるわけです
けれども、都道府県で民間の分析機関に対する常
時の監視体制というものは十分即応でき得る体制
になつていいのかどうか、これをひとつお伺いし
たいことと。

それから、この分析機器の点検、分析結果、こ
ういうものについてはかなりの知識を必要とする
と思うのです。そういうものに対する訓練なり、

養成なり、これも絶対必要なことなんですねけれども、これはどういうふうになつていてるのか。それから計量教習所、それから、都道府県には

も、そういうところの再教育——結局再教育をしなくちゃならないのですけれども、その点はどういうふうになつてゐるのか。この計量教習所の終了者——計量課の調べの資料を出してもらいますと、四十期以降——この四月からは四十四期ですから、いままで四十期以降、四十一、四十二、四十三期にいたるまで、毎月、地方行かなければ

十三期までのわれを貢献すると、地方府から、その計量教習所の課程を終了した者は、四十七年度で五十五名、四十八年度で四十九名、で、この四月に入る者は十五名、こういうようなことではまだござりません。——こういうものに携わる者は、これもおおむね、らく技術者なんでしょう。万全なのがどうか、たゞへん懸念をいたしますけれども、これはどうい

うことになるのか。

ういう技術者というのもより必要になつてくるわけですけれども、これはどういうことになつてゐるのか。この公害行政はほとんど全責任を持つてゐる環境庁を含めまして、こういうものが十分でない何にもならない結果になりますから、いかがになつてゐるのでありますか。

から施行する予定でございますが、これが施行されると、この分析機関は計量証明事業所として知事の登録を受け、その監督を受けることになります。府県知事といたしましては、登録をするかどうかのチェック、それに登録をしましたあとの事業規程の審査と、それから、事業所が持つておられます計量器を毎年一回定期検査をする、さらにはその業務の運営状況等を立ち入り検査をいたしますり、報告を聽取したり、その他のチェックをすることになります。そういう意味で、たしかに

おっしゃるよう事業量は相当ふえることになる
うかと存じます。ただ、全国で約三百ないし四百
社ございますので、現在のところは府県別に割り
ますとあまり大きな数にはならないかと思います

が、いすれにしましても、そのための監督体制の整備につきましては万遺漏なきを期したいと、そのための予算の充実につきまして、先ほど先生からも御指摘をいただきましたが、十分自治省ども御相談いたしまして予算の確保につとめたいと存じます。

それから、担当職員の再教育の点につきましては、現石川県の計量関係の取り締まりの職員が、市も合わせて千四百人おります。年々相当数ずつふえておりますが、さらに他の部局からの応援を得るといつたようなことで人員の充実をはかりたいと考えます。

は、計量教習所を中心としたとして研修を行なってまいりたいと考えておりますが、特に四十七年度に計量法が改正されまして、公害関係の計量器が検定の対象に加わることになりましたので、昨年度から計量教習所

て公害計測特別教習」というのを実施をいたしてもらいました。四十八年度に七十四名その教習を受講をしておりたしております。四十九年度は約八十名これでをいたしております。また、四十九年度を受講する予定でございます。からは公害計測コースという特別の講習のコースを設けまして、ここにも相当数の受講者を収容いたしまして府県の職員の再研修を行ないたいと、

○竹田現照君 これは、今度の事業登録した民営会社においても、どういう名前になるんですか？

新しい計量士は、いまの計量士のほかに何とか名前がつく計量士になるのですね、環境計量士とか、害計量士とか知りませんけれども。そうすると地主にも困るし、いまの計量士という資格を持つていても、今度の国家試験に基づく環境計量士なら環境計量士という資格を持たなければ、公害計測の検査だとかその他というものはないでござります。

きなくなるんでしよう。現在の計量士ができるの
ですか。新たなるこの法改正に伴う新しい名前の
違う計量士ができるわけだから、それでなければ
資格がないわけでしょう。その点はどうなんですか

の改正に伴つて別の計量士の資格をとらなきやならぬことになっているわけですからね。これは当然に國なり地方公共団体にもその資格を持った者は必要になつてくるわけでしょう。それはどうりですか。

この公害関係の分析をいたしましたものにつきましては、国家試験に受かりました計量士等がその事業所においてことが必要でござりますが、取り締まりをするほうの国、府県につきましては、取り締まり担当者はこの国家試験を受けた公害計量士でございまして、再教育をした職員がこれに当たるということにしたいと考えております。

○竹田現知君 民間にては國家試験に基づく有資格者
者がいて、それを取り締まつたり、あるいはチエ
クシステムを導入すると。まあ、國なり地方公共團
体がそれを検査をするというようなときに、國
家試験に基づく有資格者でないと、これはちよ
と太刀打ちできないんじゃないですか、それはな
る程度の研修をしたとしても。まあ資格がなくて
も、かなりのペテランだと言えばペテランかもし
れませんけれども、國家試験というものを通らな
ければならないんだという一つの閑門があるとす
れば、國なり地方団体だって当然そういう資格を
必要とするんじやないですか。たとえば、いまま

鉄、専売、郵政のよう、事業所として、計量士の資格を持つている者でなければ駅の荷物のはかりの検査もできない。郵便局の窓口のはかりの検査もできない。それは全部計量士がやることになつてゐるわけですね。それと同じに、やっぱり公害計量士という資格を有すべきが当然だと思うんですね。それはどうなんですか。それには必要がないというのは、私はちょっとじつまが合わないような気がしますが。

○政府委員(齋藤太一君) 計量法の二百二十五条によりますと、検定等の事務に従事する職員は、計量教習所の課程を修了した者でなければならぬと、こういうふうに規定をいたしておりますが、その他の職員については、法律には特別の資格の規定はございません。ただ、実際問題としまして、ただいま先生御指摘のように、こういった非常に特別のむずかしい仕事でございますので、そういう関係の知識を持っている人が取り締まりに当たるということが必要であると存じますので、そういうふたつ研修の充実をはかつてまいりたいと考えております。

○竹田現照君 これは、なぜこういうことを聞くかというのには、前の計量法の改正のときに、私は、郵政の何十万に近いばかりの検査をするにしては、計量士資格を有する者がきわめて少ないんですよ。で、いわゆる補助職員というようななかっこうでやらせて、その結果、予算があるとかないとがで必ずしも法律どおりにやってなかつたんですね。その点をつきまして、通産省もおられる中で、これは明らかに計量法違反だ、計量士の資格を持つっている者でなければできないと、そういうことだったんですよ。前の計量法の改正のときはね。ですから、特にいまのはかりがどうでもいいといふ意味ではないんだけれども、公害計量士といふのは、より生命の安全、そういうことに重大な責任を持っている有資格者なんですから、これは民間の団体だけに国家試験を義務づけるというよりは、やっぱり国なり地方庁にも、国家試験を受かった公害計量士というものが通産省にも環境庁

にもいた上に立って、その上でなければ監督体制なり取り締まりというのは実際問題としてできなんじやないですか。おまえ何言っているんだ、有資格者でもないのが来てわれわれ専門家に何を言っているのかと言われたら終わりじゃないですか。そういう意味で私は、現在の計量士の人を新たに再教育をして、公害計量士としての資格をとらせるようなことを国なり地方庁が積極的にやるべきだし、やらせるべきだと。それにしては今までの教習所の修了課程のあれを見ますと、毎期入る総員をそれに充ててもなお不十分だというような気がするわけですよ。ですからそういうことで、せっかく法律は改正しても、そういう面でしり抜けになつたんじや困るからあえてこのことを聞いているわけなんですよ。だから、当然にそういう国鉄その他に、計量士という資格を持たなければばかりの検査もできないと、そういうことがはつきりしているんですから、やはりそれと同じように、公害計量士といふ国家試験を通つた有資格者がいなければそのものには携われないんだということをはつきりさせべきだと、こう思ふんですけれども、これははつきりしておかないとしないと思いますが、どうですか。

○竹田現照君　それは先ほど藤本さんもお答えになつたように、私は本米国の責任の機関においてやるべきだと、そう思つたら、その点については同感の意を表されたわけですね。そうすると、もし国にそういう機関がありとすれば、そういう有資格者がその中にたくさんいなくちゃいけないわけですよ。たくさんないと、そんなこと何も権威ある機関にならないわけですからね。そういう意味では、公害といういろいろなやかましい、ちょっととこれぐらいになつても大騒ぎになる時代に、それだけにやっぱり厳密な国家試験を通った有資格者というものが、国民にその結果について信頼を持たせるという意味において、それから、その人間に對してその分析調査に対する責任を自覚をさせるという意味においてもやっぱり私は必要だと、こう思うのです。ですから、今度の改正案が通つても、はたしてその点が万全なのかなということは、これは粗製乱造のそしりを免れませんから、むずかしい、ということはわかりますけれども、少なくとも國なり方庁ぐらいいは、計画的にそういう有資格者をつくる努力を最大限にやっぱりすべきだと私は思うんですよ。いま検討がなされておらなかつたといふわけですから、両方でもいろいろと御検討願つて、そういうことにひとつやつていただきたいと思います。

された公害計測機器等検定技術研修費補助金というのがありますね、通産省の補助金の中に。これは千九百十七万六千円、四十九年度で。二千万円足らずですけれども、やっぱりこの程度ではいや、私のいまの質問とこの補助金とが合っているのか、合っていないのかちょっとわかりませんよ。間違っていたら指摘してください。間違っていたら、こういう補助金はどの項目にあるのか教えていただきたいのですけれども、これは環境庁の予算まで私は調べておりませんけれども、やっぱりそういう点にも最大の配慮をしてしかるべきじゃないか。そうでなければ、やっぱり大小さまざまある民間の分析機関も十全を期すことができないのではないかということを心配いたしますので、そういう点にはどういうふうにお考えになつていらっしゃるのか、あわせてお聞きをして、質問を終わりたいと思います。

技術開発研究補助金というものがございまして、この補助金を交付いたしまして、現在いろいろな新しい型の分析機器の開発を行なつておるところでございます。

それから、先ほどの先生のお話の約一千万円の補助金でございますが、これは課長から御説明いたさせます。

○説明員（堀秀穂一君）先ほど田代先生から御指摘いただきました検定検査技術者研修費補助金でございますが、この補助金は実は四十七年度の改正で認可指定機関というのをつくったわけでござります。民間指定検査機関、これは從来公害計測器を含めまして国でやるべきなんでござりますが、なかなか国にその技術がないということで、機械電子検査検定協会、ここに騒音計その他の公害計測器の検定をやらせることにいたしておりますわけでござります。その検定に当たる検査要員の養成費といふものを一般予算から四十七年度、四十八年度それぞれ補助金を支出して養成いたしておりますということでござります。

○竹田現熙君 環境庁としては、この点は何らかのあれをなさっていますか。

○説明員(石田君) 環境庁といたしましては、民間団体に対する補助等は行なっておりません。ただ、実際規制を行ないますのが各都道府県でございますので、この都道府県にございます公害研究所、ここに設置されます各種の測定分析器、これに対する補助は行なっております。

○政府委員(齋藤太一君) これは七十五条に書いた
表記しなければならないとこうなるわけですか。
これはこのとおり読めばわかりますけれども、この
商品というのはどういうのですか。

ておりますように、大体包装紙あるいは容器に入れておりまして、密封をして販売されるもので正味量の表記を義務づけることが望ましい商品を実は政令で指定をいたしたいと、かように考えておりますが、具体的な対象につきましては、現在各省と交渉中でございまして、まだ確定を見ておりませんけれどもたとえばアルミ箔で包装されましたカレー粉等々、そういうたぐいのあるいはくだもののかん詰めでございますとか、そういうものを内容量の表記を義務づける商品として政令で指定をいたしたいというふうに考えております。

○中尾辰義君 これから政令でつくると、こういうわけですが、そうしますと、この商品の中には化粧品とか医薬品とか、そういうものは入らぬわけですか、入るんですか、どちらですか。

○政府委員(齋藤太一君) 法律の形としては、化粧品を指定することは可能でございますが、ただ実際の運用といたしまして、化粧品につきましては、御承知のように、薬事法といふ監督法規がございまして、そこで内容量の表記を別途薬事法の運用として義務づけておりますので、法律による二重規制を避ける意味で、化粧品についてのこの表記は薬事法に譲りまして、計量法では指定はいたさないという運用方針を考えております。

○中尾辰義君 それでは、薬事課長が見えておりますか……。ただ、私がお伺いしたいのは、所管の商品というか、そういういろいろな化粧品とか医薬品、あるいは環境庁の所管の水銀、カドミウム、P.C.B.、その他の重金属、科学技術庁の放射能核物質とか、あるいは公取の関係の不当景品、不当表示防止等のいろんな規制もありますけれども、消費者の立場から見て、所管の接点にどうもいろいろな問題があるような感じがするんです。何でもつなぎ目というのは弱いんですけれどね。それで私は、この化粧品なんかかなりいろんな底上げをして容器と正味量とだいぶ違うと、これはあなたの方の所管じゃないかもしませんが、そういうことを考えて、この計量というものがほかのほうと関連してそこに完全なものになつ

ておるのか。それはまあ化粧品とか、それはそつちのほうでやってくれと、こう言われても、消費者から見るとけしからぬじやないかということになるんで、それで聞いたわけなんですがね。じゃ、これはあとにいたしましょう。

それから、改正の第二番目は、この計量の証明事業について登録制を拡充することですが、まさっき竹田君の質問でもありましたが、これは町の今度は「濃度、騒音レベルその他の物象の状態の量で政令で定めるものの計量証明の事業」ということですけれども、この濃度、騒音レベルその他政令でというのはどういうものになるのか、それが一つと、それと、現在民間のこの分析業者の実情というのはどうなつておるのか。まあ先ほど多少少しありましたけれども、この二つ説明してくださいよ。

○政府委員(齋藤太一君) この計量法の百二十三条によります、第三者のために計量証明をする事業といったましましては、從来は質量と――これは日本方でござりますね、長さ、体積、面積、熱量と、この五つにつきまして登録制をしきまして、たとえば船積み貨物の検量業者、あるいは皮の面積をはかります業者、それからトラックの目方をはかります業者など、登録制のもとで公正な計量を心がけてまいつたわけでございますが、今回この環境計測的ないわゆる濃度、大気の中のいろいろな有害物質の濃度、量でありますとか、あるいは水の中のたとえば水質汚濁防止法で規定をいたしておりますような各種の水銀とか、PCBとか、その他の有害物質の濃度、量でありますとか、さらには、騒音の取り締まり法に基づきます騒音レベルの測定をする業者と、こういうものにつきまして、從来野放しであったものを、一定の登録基準のものに登録制をしきまして計量法に基づく監督を加えていこうと、こういう趣旨でございますが、具体的にこの規制をかるせます計量証明事業の範囲につきましては、政令で定めることになつております。

は、現在検討中でございますけれども、まあ基本的な考え方といったしましては、正確な計量を行なうということについて特に社会的要請が強いようないい分野でございまして、しかも、現実に相当数の計量証明事業者がすでにおると、いったような分野で、また、公害取り締まり法でいろいろ測定が事業者なり国、自治体等に義務づけられておる、こういうような物象の状態の量につきまして、これを計量証明する者を登録制の対象に加えてまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでございまして、当面は濃度と騒音レベル、将来は振動といったようなものも対象になるんじゃないかと存じます。

○中尾辰義君 私は、この濃度というのが中身を聞きたかったんですね。大体あなたの説明でわかりましたが、結局まあいま公害の対象になつてゐる水銀、カドミウムそのほか重金属、あるいはいろんな農薬等の有害物質だと、そういうものは入るわけだと思いますがね。そうしますと、また先ほども質問ありましたが、今度は計量士といふ資格是非常に大事になつてくるんじゃないかと思うんです。これは分析の知識もないと、いままでの計量士のはかりだけではちょっと知識不足でありますいんじやないかという、まあしろうと考えですがね、はかりと分析の知識がなければならぬ。分析となりますと、全然これははかりとまた性格が多少違つようと思うんですね。分析をまた分けますると、私はよう詳しいことを知りませんが、いろんな定性分析とか、定量分析とか、どういうものが入つてゐるのか、それと、そういうものは量がどのくらい入つておるか、いわゆるPMとか、これはなつてくるわけですね。そうすると、いままでの計量士にやっぱりそういう知識があるだろうかと、こういう疑問が出てくるわけですね。その辺どうお考えになつておりますか

○政府委員(齊藤太一君) 御指摘のように、公害分析の場合にはまずデザインをいたしまして、サブリングの方法、それから前処理、それから処理、それから分析記録定めのための機器の操作の問題、それから分析記録

は、現在検討中でございますけれども、まあ基本的な考え方といたしましては、正確な計量を行なうということについて特に社会的要請が強いような分野でございまして、しかも、現実に相当数の計量証明事業者がすでにおると、いったような分野で、また、公害取り締まり法でいろいろ測定が事業者なり国、自治体等に義務づけられておる、こういうような物象の状態の量につきまして、これを計量証明する者を登録制の対象に加えてまいりたいと、こういうふうに考えておるわけでございまして、当面は濃度と騒音レベル、将来は振動といったようなものも対象になるんじゃないかと存じます。

○中尾辰義君 私は、この濃度というものが中身を聞きたかったんですね。大体あなたの説明でわかりましたが、結局まあいま公害の対象になつてゐる水銀、カドミウムそのほか重金属、あるいはいろんな農薬等の有害物質だと、そういうものは入るわけだと思いますがね。そうしますと、また先ほども質問ありましたが、今度は計量士といふ資格は非常に大事になつてくるんじやないかと思うんです。これは分析の知識もないと、いままでの計量士のはかりだけではちょっと知識不足でありますしやないかという、まあしろうと考えてみますすると、私はよう詳しいことを知りませんが、いろいろな定性分析とか、定量分析とか、どういうものが入っているのか、それと、そういうものは量がどのくらい入つておるか、いわゆるP.M.だとか、これはなつてくるわけですね。そうすると、今までの計量士にやっぱりそういう知識があるだろうかと、こういう疑問が出てくるわけですね。その辺どうお考えになつておりますか。

○政府委員(齊藤太一君) 御指摘のように、公害分析の場合にはまずデザインをいたしまして、サンプリングの方法、それから前処理、それから測定、それから記録、それから分析の順序でござりますが、

の解明、機器の保守、点検と、非常にむずかしい操作がございまして、そのどこが欠けましても公正な結果が出てこないという問題がございます。そのため、計量士は非常にこの方面に明るい人でなければならぬというふうに考えておりまして、今回計量士の区分を分けまして、従来の計量士と、今度のこういった化学分析をする計量士を別の区分にいたしまして、化学分析をする計量士は本改正法が施行になりますと、国家試験を行なう計量士とでも申しますか——仮称でございますが、の国家試験の項目としましては、化学の基礎知識、それから化学分析、それから濃度計の知識、あとは計量管理の総論でございますとか、計量の法規とか、こういったものを試験科目にいたしまして試験をする予定でございまして、結局、理科系の大学を卒業して、大体分析技術の実務に一年くらい從事したような人が受かるような程度の試験を実施してまいりたい、こういうふうに考えております。

○中尾辰義君 そうすると、これから新しく計量士を区分して、あわゆる、仮称濃度計量士とい

うようなものをこれからつくると、こういうことですか。どうなるんですか。

○政府委員(齋藤太一君) そのとおりでございま

す。

○中尾辰義君 そうしますと、こういう今まで

の町の分析業者というのは、新しい濃度計量士で

すが、そういう資格がなくてもこれはできるんで

す。

○政府委員(齋藤太一君) この法律の附則により

まして、この法律施行後一年間だけは自由にでき

るようにならなければなりませんが、一年以内にちやん

と登録を受け、登録の要件としては、計量士がお

ることが登録要件になりますので、計量士を備え

て、公害関係の計測業者としての登録を受けない

と、法施行後一年後にはその事業を営めないこと

になります。ただ、現実には、計量士の試験にすぐには何人も大せい受かるというふうには考えられませんので、しかも、現実には分析業者が相当多くあるわけでございまして、これが事業を営めなくなるということもいろいろ問題もございますので、実際の登録に際しましては、百二十六条でござりますけれども、計量士がおることと、もう一つは計量士に準するような、通産省令で定める条件に適合する知識経験を有する者がおります場合には、それは登録してあげる、こういうふうな便法もこの法律で講じております。

○中尾辰義君 そうしますと、新しく濃度計量士の資格をとった者か、濃度計量士に準する力のある者、こうしたことですね。その人は、計量士、濃度計量士に準する何というか、そういう分析の力のある人、能力のある人、経験のあるような人、その人はもうそのままの状態で、かりにあります。までのままでいるわけですか。事業は続けることができるわけですね。

○政府委員(齋藤太一君) この計量士に準する者をどういうふうに認定するかという点でございま

すけれども、これは省令で条件を定めまして、その条件に該当しておれば計量士に準する者とい

うふうに考へますと、そういう者がおれば分析事業者として登録をしてあげようこういうふうに考

えているわけでございますが、その場合、どうい

う範囲で準ずる者を考えるかという点は、いろいろとこれから研修等を行なってまいりたいと考えておりますので、この範囲というは厳密に考へる必

要があると考へておりますが、一定の研修コースを修了した者といふものは、この準する者といふうに考へてよろしいのではなかろうかというふうに考へております。

○中尾辰義君 それじゃわかりました。

○政府委員(齋藤太一君) それからこの登録基準の規定、これは先ほども

ちょっとありましたが、この辺もう一べんひとつ説明してください。

○政府委員(齋藤太一君) 登録の基準といたしましては、三つ考へております。第一が、その事業

を営むに適当な計量器を備えておること。第二が、

ただいま申しました濃度計量士が、あるいはそれ

に準する者がおること。それから第三は、適切な

事業所を持つておると、適当な事業所を持つこと。

○中尾辰義君 まあ四十九年度中、そうしたら大

きくわけでございますから、やはり試験は年度末になります。

○中尾辰義君 まあ四十九年度中、そうしたら大

きくわけでござりますから、これはなかなか、こ

れから公害計測部会等で専門家の御審議をいただ

りますので、この範囲というは厳密に考へる必

要があると考へておりますが、四十九年度中に実施する予定であります。

○中尾辰義君 まあ四十九年度中、そうしたら大

きくわけでござりますから、これはなかなか、こ

○説明員(三井速雄君) 医薬品あるいは化粧品等を
確保するために、政令で定める商品の容器または
包装に密封して販売するものは、その容器または
包装にその商品の正味量を表記しなければならぬ
と、こうあるわけですが、この商品の中に、薬だ
とか化粧品は入っておらない、こういうふうな通
産省のお話ですから、それは薬事法のほうで取り
締まると、こういふふうにお伺いしたのですが、
その実情はどうなつて いますか。

ざいましても、あるいは値段が高いといふようなことあがざいますので、そういうしたものにつきましては、できる限りその表示をするという方向で指導を強力に進めておるところでございます。
○中尾辰義君 これは公取の関係になるかされませんが……お答え要りませんが、聞いておいてもらえばいいんですね。

○中尾辰義君 関連質問で、ちょっと長くていけませんがね。それは、そこに少し消費者の立場から見ると、ただ量は書いてある、中身はこう書いてない。そうしてこの化粧品は幾らだと、これは幾らだと、これは幾らと、こうなっているのですよ。何が入っているのやら、とにかく化粧品というと、箱とびんはきれいにしてある、あまり悪口を言うちとおこられますから、企業の名前も出しませんが、それはいろいろありますよ、代表的なものは資生

分につきまして、これは成分、分量とも非常に厳格に明示するということをしておるわけでござりますけれども、化粧品につきましては、御承知のように、そういうた生理性作用が比較的緩慢であるというような観点から、内容まで明示するということは、そいつた観点からは必ずしも必要がないといふことで、現在そいつたところまで業界法上は義務づけておらないわけでござりますけれども、ただ、先生御指摘のような消費者の立場と

につきましては、薬事法の規定がございまして、その直接の容器または被包に重量あるいは容量、あるいは個数——数でございますね、こういうものは表示しなければならないということになつておりまして、内容量、つまり中身だけの正味の量として表示しなければならないことになつております。そして、これは私どものほうで都道府県に薬事監視員といううのがございますけれども、そういう者が第一線の監視担当、取り締まり担当の業務を行なつております。

○中尾辰義君 そうしますと、化粧品等でいまこういうような容器を使わないようなもの、いわゆる計量単位によって販売しておらないようなもの、そういうのもやっぱり薬事法で取り締まるのですか。じゃ、関係ないと言ふのですか。

○説明員(三井速雄君) 医薬品とか化粧品とかにつきましては、これはむき出しで売るということは許されてもおらないところでございまして、必ず容器あるいは被包、包みの中に入れて販売するという形をとつております。たゞ、非常に小さいものでございまして、たとえば化粧品でござりますと、重さで十グラム以下、あるいは容量で十CC以上、數にいたしまして六個以下といふものにつきましては、容器あるいは包装にそういった表示事項を省略することができるということになつております。ただし、中にはそういう小さいものでござります。

うやつ、箱と中身と違うわけですね。これは化粧品のほうでしょ、あなたのほうでしょ。この品は不当表示になるかもしれません、公取の関係だから、こういうふうになるかもしれませんね。とにかく行政が複雑になつておりますから、計量課とか、薬事課とか、公取だとかいってお互に取り締まりが分かれておりますけれども、ほんとうは国民の、消費者の立場になると、非常にまずい面もあるので、その辺のひとつ連携をよく保つて、やっぱり消費者を中心にしてもらわぬと、このうちは所管外であつてもおかしいじゃないか、ぐらいお互いにやってもらわぬと、まあそのうち伝管か何か勧告があるだろとか、そういうことではやっぱり困るわけで、私は聞いているのですよまあ、これは関連で聞いた。

それからついでに聞きますよ、あなたおいでになつたから。薬品とか化粧品は、中身は幾ら入って、これはまあ表示しておるわけですな。そううると、中身はどういうものが入つておるというものは、これは薬事法では規定はしてないのですか何が幾ら、何が幾らというようなもの。

○説明員(三井速雄君) 化粧品につきましては、一般的には、その成分あるいは分量というものは表示するということは定められておらないわけですが、ざいますけれども、ただ、ものによりまして、非常に何といいますか、薬効がある成分を配合しているというようなものがござります場合には、これは厚生大臣がその指定をいたしまして、そ

堂だとか。容器とびんだけで、中身が何グラム、ここだけはわかりますよね。中身がわからないから、これはもうメーカーに対しては非常に便利がいいでしょ。悪くいえば、中身が同じものでも、あるいは中身をちょっとだけ変えて、箱とびんだけと量だけきっちりとして、それであなた、いや、これは新製品で四百円でございます、これは三百円と、わからないのだ消費者の立場から。中身が三百円のはこれだけだと、四百円のはこういうものが入ってこういう香料が入ってそれで四百円と、こういうふうにならないと、これは消費者の立場から見ると何にも書いてないのだよ。内容が何グラム、それだけで判断のしようがない。向こうはそういうものをどんどんつくって値上げしよるのです。その辺にも少し盲点もあるようです。していえば、それは内容まで公表すると企業秘密になるとか、何だかんだ言われますがな。これは実際ごまかしの盲点になっているんですよ。その辺どうお考えになつているのか、あなたの答弁聞いて、それでお帰りになつてけつこうですか、きょうは計量のほうだから。

いう観点から考えてみますと、いろいろ問題もあるうと思いますので、これは関係官庁等と連絡をとりまして、今後方針を検討してまいりたいと思っています。

○中尾辰義君　これは大いに問題ありますよ、あなた。びんだって、透き通ったびんではないですよ。色のついた、こうしたってわからないですよ、何が入っているか。ああいう液のもありますし、クリーム状態のもあるし、びんと箱だけ変えて、そして何グラム、新製品で幾ら幾ら。何ぼでもできますよ、これは。まあこれ以上言いませんよ。あんまり悪口言うとしかられちゃうから。その辺よく検討してください。こういう物価対策のやましいときですからね。これはほんとうに問題があります。一べんあなた方、中身を全部分析して検討してみたらどうですか。一体二百円のやつと五百円のやつがどこがどう違つておるのか、やつたことあるの。まあほんとうはその辺までやつてみれば、何でこれ三百円の差をつけなければならぬのか、そういうものが出てくると思うんです。物価対策に本腰入れているんですから、そのぐらいいほんとうにやっていただいてもいいですよ。きょうは計量のほうですから、この辺でけつこらです。

それから計量のほうですが、いまいろいろな物不足、大体幾らかゆるやかになつたようですが、物不足のときには計量の問題、インチキが多かった。昨年の年末あたりからプロパンの量目の不足あるいは灯油の中身の不足、そういうものがかなわない東京都の調べで出たようですが、これなんとかね

やつぱり、機を失せず全国の都道府県にもびしつと通達をやるなりして、消費者の保護という立場でやつてくださいよ。これはあなたのほうで、昨年の東京都がやつた結果おわかりですか。

○政府委員(齊藤太一君) 東京都から聞きましたところでは、灯油につきまして、東京都の計量検定所がことしの一月の十六日から二月の十三日までの間に二十九の燃料店等を対象にいたしまして検査をいたしまして、その内容を自方ではかって体積に換算するというふうなことで量目検査をやりましたが、この結果、検査件数百六十二件に対しまして、量目不足が十二件ございまして、不足率が七%になつております。それからプロパンガスにつきまして、同じことしの一月二十八日から二月の二十日まで、三十一の都内の充てん商を対象に量目検査をいたしまして、検査の件数としては千二百三十六件でございますが、そのうち不足が二百二十七件ございまして、不足率は一八%という結果が出ております。こういった不足しておりました事業者に対しましては勧告書を出し、警告をいたして、改善方を指示をいたしたというふうに聞いております。

○中尾辰義君 大体いまおっしゃつたような状況ですね。物が足らなくなりますから、それは厳重にひとつ指示をしていただきたい、これはお願ひをしておきます。

最後に、環境庁せつかくおいでになりましたので、二点ほどお伺いいたします。

今度の日本分析化学研究所のことにつきましては、非常に遺憾に思います。先ほど竹田君から質問がありまして大体のことはわかりましたが、新聞等にもあらあら出ておりますが、あすこに頼んだ検体といふのは、全部で四万体ぐらいとかいうふうに出ておりますが、どうなんですか。わからぬ……。

○説明員(津澤健一君) 現在、水質保全局のほうで調査中でございますが、担当が来ておりませんので、言われる検体につきましてはお答え申し上げかねます。

げかねます。

○中尾辰義君 では、これは新聞の報道でありますけれども、新聞には、「二十八の都府県が同研究所に委託した検体は、分析項目にして四十七年度に一万四千八百九十一検体、四十八年度に二万五千三百九十一検体、総数約四万検体にのぼる。」こういうふうに出ております。数字的に合っているのかどうかわかりませんが、相当ある。それを六人程度でこなしてきました。ここにもかなり無理があるようあります。この中で二十人が放射能関係で、残りの四十人程度は公害関係の分析に携わっております。こういうふうに出ておりますが、それで今後これをどうするのか。先ほどの質問で大体わかりましたが、この水銀の関係は先ほど、これは中間報告として信頼ができるものと思われると、こういうふうなお話でした。これはどういう調査をなさつてそのような結果になつたわけですか、信頼ができるということは。

○説明員(津澤健一君) 日本分析化学研究所に委託しましたいろいろな調査につきまして、水質保全局に調査班を設けまして、また、検討委員会をつくついていろいろな角度から、ただいま申し上げました調査班及び検討委員会におきまして十分検討していただいたわけでございます。その結果、水銀につきましては問題はないという結論が出たと聞いております。

○中尾辰義君 そんなこと、この委員会であなたが答弁したって答弁にならない。いろいろな点から検討いたしまして、水銀関係においてはこれは信頼できる数字であると判断をいたしましたと、こういう答弁ですけれども、そんなものの子供に説明するようで、いろいろな点からといふのはどういふことですか。日本分析でやつた水銀関係の分析は間違いないと、こうしたことでしょう。それはたいへんな問題ですよ。だから、どががどういうふうに検討を加え、あるいは再分析するなり調査をして、水銀の関係は間違いかと、こう突つづき、工業品検査所の出張所の設置に関し承認を求めるの件

○説明員(津澤健一君) 水質保全局と十分連絡をとりまして、後ほどお答えしたいと思います。

○中尾辰義君 それでは、もう時間がないですか。そんな答弁じやだめですよ。本侯病やそういうものになつてはいるのですから、水銀は。それをあんた、そういうことじや、これ以上きょうは聞かせんがな、計量のほうですから。

・あとやつは、どうするんですか。あといろいろな分析の結果、信憑性があるのかないのか、でたらめだったのが、どうなのか。ほかのもの、いろいろあるじゃないですか、重金属、カドミウムなどとか。

○説明員(津澤健一君) ただいま申し上げました水銀以外のものにつきましては、なお検討を続行中でございます。

○中尾辰義君 それじゃ、これで私は質問を終わります。

○委員長(鈴木亨弘君) 他に御発言がなければ、本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十三分散会

別紙

名 称	位 置
工業品検査所仙台出張所	仙台市
工業品検査所札幌出張所	札幌市

二月二十二日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案

第一條 電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。
(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第一条 電力用炭販売株式会社法(昭和三十八年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。
(石炭鉱業経理規制臨時措置法の一部改正)

第二条 石炭鉱業経理規制臨時措置法(昭和三十八年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十日」を「昭和五十二年三月三十日」に改める。

(産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部

第三条 産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律(昭和三十八年法律第百六十六号)の一部を次のよう改正する。

附則第二項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

に、「七千万円」を「一億円」に改める。

附則第四項中「三百万円」を「五百万円」に

改める。

この法律は、公布の日から施行する。

附則第一項中「昭和四十九年三月三十一日」を「昭和五十二年三月三十一日」に改める。

に、「七千万円」を「一億円」に改める。

附則第四項中「三百万円」を「五百万円」に

改める。

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項に次の二号を加える。

三 その業種に属する事業について主要な原材料等の供給の著しい減少、需要の著しい減少その他通商産業大臣が定める事由が生じてることにより当該事業を行う中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じていることによると認められる業種として通商産業大臣が指定するものに属する事業を行う中小企業者であり、かつ、当該事業に係る取引の數量の減少その他通商産業大臣が定める事由が生じているためその経営の安定に支障を生じていると認められること。

第三条第一項中「三千五百万円」を「五千萬円」に、「七千万円」を「一億円」に改める。

第三条の二第一項及び第三項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第三条の三第一項及び第二項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

附則第一項 この法律は公布の日から施行する。

2 中小企業保険法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百万円」を「百五十万円」に改める。

3 中小企業信用保険法の一部を改正する法律（昭和四十二年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「三千五百万円」を「五千万円」に改める。

4 國際經濟上の調整措置の実施に伴う中小企業に対する臨時措置に関する法律（昭和四十六年法律第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第六条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第七条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第八条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第九条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十二条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十三条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十四条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十五条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十六条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十七条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十八条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第十九条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十一条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十二条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十三条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十四条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十五条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十六条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十七条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十八条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第二十九条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第三十条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第三十一条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

第三十二条第一項中「三百万円」を「五百萬円」に改める。

に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加え、「附記」を「付記」に改める。

第百二十三条 法定期量単位による計量上の証明（以下「計量證明」という。）の事業であつて次に掲げるものを行おうとする者は、通商産業省令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が当該計量證明の事業を行う場合及び政令で定める法律の規定に基づきその業務を行うことについて登録、指定その他の処分を受けた者が当該業務として当該計量證明の事業を行なう場合は、この限りでない。

一 運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は出入庫に際して行うその貨物の長さ、質量、面積、体積又は熱量の計量證明（船積貨物の積込み又は陸揚げを行うに際してするその貨物の質量又は体積の計量證明を除く。）

二 濃度、騒音レベルその他の物象の状態の量（前号に規定するものを除く。）で政令で定めるものの計量證明の事業

第三百二十四条に次の一号を加える。

五 第三百二十六条第三号に規定する者の氏名並びに計量士にあつては、登録番号及び第百六十条に規定する計量士の区分

第三百二十六条第二号中「行なう」を「行う」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 事業の区分に応じて通商産業省令で定める

第三百六十条に規定する計量士の区分に属する

計量士又は事業の区分に応じて通商産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者

であつて、当該事業に係る第三百五十九条に規定する計量管理を主たる職務とするものが置かれていること。

第一百二十八条の次に次の一項を加える。

（事業規程）

において同じ。」を加える。

に改める

二〇

者（以下「計量説明事業者」という。）は、当該登録に係る事業の実施の方法に関する通商産業省令で定める事項を記載した事業規程を作成し、その登録を受けた後、遅滞なく、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更したと

きも、同様とする。
都道府県知事は、計量証明の適正な実施を確

保する上で必要があると認めるときは、計量証明事業者に對し、前項の規定により届け出た事業規程を変更すべきことを命ずることができ
る。

第一百二十九条中（第百二十三条の登録を受けた者（以下「計量証明事業者」という。）を「計量証明事業者」に改める。

第一百三十一条第四号中「もの又は」を「もの、」に改め、「事業所」の下に「又は同条第三号に規定する者」を加え、同条に次の二号を加える。

五百 第百二十八条の二第一項の規定により届け出た事業規程を実施しないと認めるとき。

量証明事業者が計量証明に使用する計量器であつて、その計量器の種類に応じて通商産業省令で定められた第百二十二条に規定する計量比の区分に属する

「計量器」を「仕したもの」に改め、「計量器を使用する」を「計量器で測定する」と区別して記す。

する」を削る。

上又は証明上の計量に使用する計量器であつて、
その計量器の種類に応じて通商産業省令で定める
第百六十条に規定する計量士の区分に属する計量

士が」に、「行ない」を「行い」に、「附した計量器」を「付したもの」に、「行なつた」を「行つた」改め、同条第三項中「計量士は、第一項」を「第

一項に規定する計量士は、同項」に、「附し」を「付し」に改める。

百五十三条中「行なう」を「行う」に改め、「する者」の下に「(第七十五条第一項又は第七十
五条の二第一項に規定する者を含む。次条第一項

において同じ。」を加える。
第一百五十七条第一項中「第七十五条第二項の政令」を「第七十五条第一項の政令」に改める。

む。)若しくは同条第四項の規定を遵守せず、又はに、「同条第二項において準用する第七十五条第三項」を「同条第三項」に改める。

第一百六十一条中「者は」の下に「、通商産業省令で定める計量士の区分ごとに」を加える。

録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験」に、「計量に関する実務に一年以上従事し、
二つ、「百貨十社二つをナシ」として直面する業者自ら

改め、同条第二号中「計量に関する実務に五年以上で定める実務の経験その他の条件に適合する」に

上従事した」を「当該計量士の区分に応じて通商産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する」に改める。

第一百六十三条中第四号を第五号とし、第二号の
次に次の一号を加える。

第一百六十四条第二項中「左の」を「次の」に改め、同項に次の一号を加える。

四 計量土の区分
第一百七十条中「毎年」を「計量土の区分」とに、
毎年」に改める。

五百七十四条第五号を次のように改める。
五百七十七条第一号に規定する計量士の氏名、登録番号及び計量士の区分

第一百七十七条第一号を次のように改める。

つて、当該計量器に関する計量管理を職務とするものが置かれていること。

「する」を「置かれている前条第一号に規定する」とする」を「置かれている前条第一号に規定する」

に改める。

第二百三十五条第一号中「(第七十五条の二)第二項において準用する場合を含む。」を加え、「(第七十五条の二)第二項において準用する場合を含む。」を削り、「第七十五条の二)第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「行なおう」を「行おう」に改める。

第二百三十五条第一号中「(第七十五条の二)第二項において準用する場合を含む。」を「、第七十五条の二)第一項」に改め、同条第二号中「附されたつた」を「付さなかつた」に改め、同条第三号中「附し」を「付し」に改める。

第二百三十六条第一号中「(第七十八条第一項)を「(第七百二十八条の二)第一項、第七十八条第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二百三十六条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過規定)

2 下「旧法」という。)第二百二十三条の登録を受けたものとみなされた者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第二百三十条第四号の規定は、適用せず、なお従前の例による。

3 前項の規定により新法第二百二十三条の登録を受けるものとみなされた者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第二百三十条第二号に掲げる計量証明の事業を行つてゐる者は、この法律の施行の日から一年間は、同条の登録を受けないで、その事業を継続することができる。その者がその期間内に同条の登録の申請をした場合において、その申請について登録又は登録の拒否のあるまでの間も、同様

5 とある
6 旧法第百三十二条第二項又は第百三十九条第一項の規定により検査を行つたものとみなす。
7 付した計量器は、それぞれ、新法第百三十八条の二第一項の規定により検査を行ひ、証印を付した計量器は、その二第一項又は第百五十一條の二第一項の規定により検査を行い、証印を付した計量器は、それぞれ、新法第百三十九条の二第一項の規定により検査を行ひ、証印を付した計量器は、それぞれ、新法第百三十九条の二第一項の規定により検査を行つたものとみなす。
8 この法律の施行の際現に旧法第百六十一条に規定する計量士は、新法第百六十一条に規定する計量士の区分のうち前項の通商産業省令で定めるものに係る計量士国家試験に登録を受けている計量士は、新法第百六十一条に規定する計量士の区分のうち前項の通商産業省令で定めるものに係る計量士国家試験に登録を受けたものとみなす。
9 この法律の施行の際現に旧法第百七十三条の計量士国家試験に合格している者は、新法第百六十一条に規定する計量士の区分のうち前項の通商産業省令で定めるものに係る計量士国家試験に合格したものとみなす。
10 この法律の施行の際現に旧法第百七十三条の計量士国家試験に合格している者については、この法律の施行の日から一年間は、新法第七十条第三項及び第七十一条第二項の規定は、適用せず、なお従前の例による。
11 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

石油の安定供給と値上げ反対に関する請願

請願者 佐藤明生外千四百五十三名

小笠原貞子君

国は、石油の異常な値上げをやめさせ、命と暮らしを優先させた安定供給をはかるために、ただちに次の事項の適正な措置を実施するよう強く要請する。

一、国会に、権限をもつた特別委員会や調査室をつくり、石油原価を公開させ、不当な独占価格を下げさせること。

二、公正取引委員会や通産省などで、独占禁止法にもとづいて、不当、不法な価格統制を厳しく規制し、大企業の買い占め、売り惜しみをやめさせること。

三、家庭暖房、学校、病院、中小零細業、農村漁業など、国民の命と暮らしを守るために必要な石油を最優先させ、安定した供給を確保すること。

理由

北海道では、暖房用石油価格がすでに、昨年の四十五%近く値上がりされており、通産省の価格凍結をしり目に、依然、大幅な値上げが続いている。道民にとって暖房用石油は、主食と並ぶ生活必需品で、冬期間は一日も暖房なしには暮らせない。また、中小零細業、農水産業にとっても営業用燃料として欠くことのできないものである。

三月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（峯山昭範君
外一名発議）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

る法律の一部を改正する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

目次中〔第三章 事業者団体〕を「第三章 事業者団体 市場支配力の排除」に、「第五章 不公正な取引方法」を「第五章 不公正な取引方法 下げ措置」に、「第六

法」を「第五章の二 価格引下げ措置」に、「第六章 適用除外」を「第六章 適用除外 第六章の二 管理価格の規制」に改める。

第一条中「且つ」を「かつ」に改め、「水準を高め」の下に「並びに公正かつ自由な競争を行わない事業者の決定する価格を規制することにより、その弊害を除去し」を加える。

第二条第二項中「左に」を「次に」に、「但し」を「ただし」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条

第四項中「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第七項中「不公平な取引方法とは、左の」を「不公平な取引方法とは、事業者がその商品の再販売価格（取引の相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を貰い受け販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。）を定め、これを維持するためにする行為（以下「再販売価格維持行為」という。）をすること及び次の」に、「行為であつて」を「行為で」に改める。

第八条の二第二項中「含む」の下に「以下同じ」を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 市場支配力の排除

第八条の三 公正取引委員会は、事業者が当該事業分野における対価の決定を支配することができる程度の優越的な事業能力（以下「市場支配力」という。）を有し、かつ、その事業者の市場支配力が他の方法をもつてしては容易には排除されないと認められる場合には、次項から第十

一項までに定めるところにより、当該市場支配力を排除するため必要な措置を講ずることがができる。ただし、当該市場支配力を有することが第三条の規定に違反する行為により生じた場合には、第七条の規定の定めるところによる。

前項に規定する場合に該当するかしないかの認定については、第八章第二節の規定を準用する。

前項の認定を受けた事業者は、公正取引委員会が当該市場支配力の排除に関し定める基準に従い、事業の再編成、財産処分その他その排除のために必要な措置に関する計画書を作成し、公正取引委員会に提出して、その承認を求めなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による計画書の提出がないとき又はその提出した計画書の内容が不適当であると認めるときは、自ら計画書を作成し、又はその変更を命ずることができる。

公正取引委員会は、当該事業者が作成した計画書の実施により市場支配力を排除することができると認めるときは、当該計画書を承認するものとする。

公正取引委員会は、前項の規定により計画書を承認し、又は自ら計画書を作成したときは、その旨及び当該計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知しなければならない。

公正取引委員会は、前項の通知をした後、利害関係人に対し当該計画書の内容について異議を申し立て、又は意見を述べる機会を与えないなければならない。

公正取引委員会は、前項の手続を経た後、計画書を確定するものとする。

公正取引委員会は、計画書を確定したときは、計画書の内容を当該事業者及び利害関係人に通知するとともに、当該事業者に対する審決をもつて、その実施を命じなければならない。

第六項及び前項の利害関係人に対する通知は、公告をもつて代えることができる。

第八条の二第二項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれのある」を加え、「同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第四項中「但書」を「ただし書」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「の差止」を「の差止め」、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 価格引下げ措置

除に関し必要な事項は、命令で定める。

第十一条第一項中「国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」を「直接たると間接たるとを問わず、国内の一又は二以上の会社の株式を取得し、又は所得することにより、これらの会社間の競争を実質的に減殺することとなるおそれがある場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるおそれがある」に改め、同条第二項中「當む国内の会社」を「告みかつ、大規模総合商社（輸出入取引及び国内における多品種の商品の取引を主たる業務とし、その総資産（最終の貸借対照表による資産の合計金額をいう。以下同じ。）が一千億円を超える会社であつて公正取引委員会が指定するものをいう。以下同じ。）に該当しない国内の会社」に改め、「最終の貸借対照表による資産の合計金額をいふ。以下同じ。」を削り、「こえる」を「超える」に改める。

第十一条第一項中「金融業を営む会社」の下に「及び大規模総合商社」を加え、「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に改め、同条第二項中「百分の十をこえて」を「百分の五を超えて」に、「但し」を「ただし」に、「左の」を「一年をこえて」を「一年を超えて」に改め、「金融業を営む会社」の下に「又は大規模総合商社を加え、同条第三項中「大蔵大臣」を「金融業を営む会社」にあつては大蔵大臣、大規模総合商社があつては通商産業大臣」に改める。

第十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、「こととなる」の下に「おそれのある」を加え、「同条第三項中「但し」を「ただし」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第四項中「但書」を「ただし書」に、「但し」を「ただし」に改める。

第二十条中「の差止」を「の差止め」、その他当該行為を排除するために必要な措置」に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 価格引下げ措置

第九部 商工委員会会議録第八号 昭和四十九年三月二十六日 【參議院】

の規定による措置には、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為で対価の引上げ(対価の維持を含む。以下同じ。)に係るものをしてものに対し、当該商品又は役務(以下「商品等」という。)につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、公正取引委員会が認定する価格(以下「認定競争価格」という。)を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることを含むものとする。

第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為(法律の規定によりこれらの規定の適用が除外される行為を含む。以下「共同行為等」という。)で対価の引上げに係るものを廃止した場合において、当該共同行為等をしたものがなお当該共同行為等に基づいて対価の引上げをしているときは、公正取引委員会は、そのものに対し、商品等につき、六月を超えない範囲内で公正取引委員会の定める期間、認定競争価格を超えて販売してはならない旨及び当該措置を確保するために必要な措置を命ずることができる。

認定競争価格は、当該共同行為等がなされる直前(生産数量、販売数量又は設備の制限に係る共同行為等にあつては、当該共同行為等により対価が上昇する(対価の維持に係る共同行為等にあつては、対価の低下が停止し又はその程度が減少する)に至る時)の対価を基準とし、その時以後の物価、当該商品等の需給状況等を勘案して認定するものとする。

第二項の措置を命ずるについては、第八章第二節の規定を準用する。

第二十条の三 公正取引委員会は、共同行為等を勘案して認定するものとする。

第二十条の四 都道府県知事は、前条に規定する事態があると認めるときは、当該事業者に対し、その引上げを排除するために必要な措置をすることができる。

第二十条の五 都道府県知事は、前条の規定による指示を行つた場合において当該事業者がその指示に従わないときは、公正取引委員会に対し、この法律の規定に従い適切な措置をとるべきことを求めることができる。

前項の規定による請求があつたときは、公正取引委員会は、当該事業者に対して講じた措置を當該都道府県知事に通知するものとする。

第二十条の六 都道府県知事は、第二十条の四の規定による指示又は前条第一項の規定による請求を行つたために必要があると認めるときは、当該事業者に対し、販売価格に係する報告をさせ、又はその職員に、当該事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため認められたものと解釈してはならない。

第二十条の七 公正取引委員会は、この法律の規定により都道府県知事が処理する事務について、都道府県知事を指揮監督することができる。

第五章の三 課徴金

第二十条の八 公正取引委員会は、第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為をしたものが当該行為に基づいて商品等の対価の引上げをした場合において、当該対価に当該商品等の対価が引き上げられておりと認めるときは、その事業者に対し、その引上げを排除するため必要ある措置を命ずることができる。

前項の規定による権限は、犯罪捜査のため受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納处罚の例により、これを徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその先取特權の順位に認可され、又は第二項若しくは第三項に掲げる認可について第六十六条第一項の規定による変更のがあるときは、督促状により期限を指定してこれを督促しなければならない。

公正取引委員会は、前項の規定による督促をしたときは、同項の課徴金の額につき年十四・五バーセントの割合で、納期限の翌日からその納付の日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

公正取引委員会は、第一項の規定による督促を受けたものがその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納处罚の例により、これを徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

第二十四条の二 第四項を次のように改める。

第六章の二 管理価格の規制

第二十四条の五 公正取引委員会は、事業者が市場支配力を有しており、その販売する商品等につき不当地に高い対価を決定し、その対価が長期にわたつて維持され、一般消費者及び関連事業者の利益を不当地に害すると認めるときは、当該事業者に対し、当該不当地に高い対価を排除するための措置として必要と認められる限度で、当該商品等の価格構成及び当該事業の経理内容について、公正取引委員会へ報告し及び公表すべき旨を命ずることができる。

公正取引委員会は、前項の措置を講じてもなお当該不当地に高い対価が排除されないと認められる場合において、公正取引委員会規則の定めところにより当該事業者の利益率が他の事業

者の標準的利益を著しく超えていると認めるときは、その定める一定期日から二年を超えない範囲内においてその定める期間、対価について

その認可を受けなければ当該商品等を販売してはならない旨を命ずることができる。当該期間が経過した後もなお当該不適に高い対価が継続すると認めるときは、また同様とする。

公正取引委員会は、当該不適に高い対価が排除されたと認めるときは、前項の命令を取り消すものとする。

公正取引委員会は、事業者の申請に係る対価が適正な原価に適正な利潤をえたものを超えないときは、第二項の認可をしなければならない。

公正取引委員会は、第二項の認可をしようとするときは、あらかじめ、当該事業に係る主務大臣に協議しなければならない。

公正取引委員会は、前条第一項による措置をとろうとするときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、聽聞を行わなければならない。

第三十五条の二中「左の三部」を「次の四部」又は第二項の規定による措置をとらうとするときは、公止取引委員会規則の定めるところにより、聽聞を行わなければならない。

第三十五条の二中「左の三部」を「次の四部」に、「審査部」を「審査部 墓占企業部」に改める。

第三十五条の四の二中「左の」を「次の」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 削除

第三十五条の五の二 墓占企業部においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 市場支配力の排除に関すること。
二 管理価格の規制に関すること。

第三十五条の五の三 公止取引委員会に、附属機関として、公正取引調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、公正取引委員会の諮問に応じ、公正かつ自由な競争を確保するため必要な施策その他この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

調査会は、前項に規定する事項に關し、公正取引委員会に建議することができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するために必要な組織があるときは、関係行政機關の長、関係地方公共団体の長又は関係事業者若しくはその組織する団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができること。

調査会は、委員二十人以内で組織する。調査会の委員は、学識経験を有する者及び公正取引委員会が任命する。

前各項に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める。

第四十五条第一項中「違反する事実」の下に「（共同行為が排除又は廃止された後も当該共同行為等がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。）」を加える。

第七十条の二中「この節」の下に「（第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第九項、第二十条の三、第二十二条の八第一項若しくは第二十四条の五第一項若しくは第二項の規定による命令の取消し若しくは変更の訴え」を加える。

第八十九条中「左の」を「次の」に、「三年」を「十年」に、「五十万円」を「五百万円」に改める。

第九十条中「左の」を「次の」に、「一年」を「七年」に、「三十万円」を「三百万円」に、同条第三号中「第四十八条第三項」を「第八条の三第九項、第四十八条第三項」に改め、「第五十四条第一項」の下に「（第八条の三第九項を除き、これらの規定

を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の一號を加える。

四 第二十四条の五第一項又は第二項の規定による命令に從わない者

第六十六条第二項中「公正取引委員会は」の下に「、前項に定めるもののはか」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

公正取引委員会は、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動により、第二十条の二第三項の規定により認定された認定競争価格が妥当性を欠くに至つたと認めるときは、審査をもつてその認定競争価格を当該変動に応じ変更することができる。その変更した後、物価、当該商品等の需給状況の著しい変動によりその変更したところを置く。

第三十五条の五の三 公止取引委員会に、附屬機関として、公正取引調査会（以下「調査会」という。）を置く。

調査会は、公正取引委員会の諮問に応じ、公正かつ自由な競争を確保するため必要な施策その他この法律の運用に関する重要な事項を調査審議する。

「ある行為」の下に「（共同行為が排除又は廃止された後も当該共同行為がなかつたと仮定した場合の対価を超えて対価が定められている事実を含む。）」を加える。

第七十条の二中「この節」の下に「（第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加える。

第九十九条の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

第八十八条中「訴え」の下に「又は第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。

第九十九条第一項中「この節」の下に「（これ

らの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月」を「一年」に、「一ヶ月」を「二十万円」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十三条の次に次の二条を加える。

第九十四条中「第五十二条の二」の下に「（これ

らの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月」を「一年」に、「一ヶ月」を「二十万円」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十四条中「第三十九条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から同条第四号までを「一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の二号を加える。

一 第二十二条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第二十二条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

一 第六条第一項第五号の規定に違反して事業者に再販売価格維持行為をさせたもの

一 第九十二条第一項に次の二号を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持行為をした者

一 第九十二条第一項に次の一號を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」の規定により

裁判が確定した後ににおいてこれに従わないもの

第九十九条の二中「左の」を「次の」に、「二十万円」を「二百万円」に改め、同条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の二号を加える。

第九十九条第一項中「この節」の下に「（これ

らの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）」を加え、「六月」を「一年」に、「一ヶ月」を「二十万円」に改め、同条を第九十三条とする。

第九十四条中「第三十九条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第九十四条中「左の」を「次の」に、「五千円」を「十万円」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第一号から同条第四号までを「一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の二号を加える。

一 第二十二条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第二十二条の六第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対する答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

一 第六条第一項又は第八条第一項第二号の規定に違反して再販売価格維持行為に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

一 第九十二条第一項に次の二号を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

九 第十九条第一項に次の一號を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

九 第十九条第一項に次の一號を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

九 第十九条第一項に次の一號を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

九 第十九条第一項に次の一號を加える。

九 第十九条の規定に違反して再販元価格維持する場合を含む。」を加える。

くは第六号」を「第五号まで若しくは第七号から第十号まで」に、「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同条第二項中「第一号若しくは第五号」を「第一号から第三号まで、第七号、第九号若しくは第十号」に改める。

第九十五条の二 前条第一項に掲げる違反行為が第九十五条の二を次のように改める。

第九十五条の二 前条第一項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその法人の理事その他の役員、その人又はその事業団体の構成事業者も行為者として罰する。

前条第二項に掲げる違反行為があつた場合においては、その違反計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつたその団体の理事その他の役員又は管理人も行為者として罰する。

前二項の規定は、これらの規定に掲げる法人その他の団体の代表者が法人その他の団体である場合においては、その法人その他の団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

第九十七条中「第五十四条第一項」の下に「(二)これららの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を加え、「三万円」を「五万円」を「十万円」に、「但し」を「ただし」に改める。

第九十八条中「第二項」の下に「(二)これらの規定を第八条の三第二項及び第二十条の二第四項において準用する場合を含む。」を加え、「三万円」を「五万円」に改め、同条に次のたゞし書を加える。
ただし、その行為につき刑を科すべきときは、この限りでない。

第一百一条の次に次の二条を加える。

第一百一条の二 政府は、この法律の規定の適用を除外し又は制限する規定を廃止する方向で検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとし、

のとする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「法」という。)第十条及び第十二条に規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

第二条 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充等)に規定は公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(公取引委員会の機構の拡充等)
第二条 政府は、法の円滑な実施を図るため、公正取引委員会の機構の拡充及び職員の定員の増加を図るよう必要な措置を講じなければならぬ。(

(從前の行為に対する罰則の適用関係)

第三条 この法律の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(金融会社等の株式保有の制限に関する経過措置)

第四条 法第十二条の改正規定の施行の際国内外にある会社の株式をその発行済の株式の総数の百分の五を超えて所有している金融業(法第十条第二項に規定する金融業をいう。)を営む会社又は大規模総合商社(法第十条第二項に規定する大規模総合商社をいう。)については、法第十二条第一項ただし書中「あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合」とあるのは「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第号)によるこの条の改正規定の施行の日前から起算して六月以内に公正取引委員会に認可を申請した場合において、認可又は却下の処分があるまでの間においてはその効力を生じないものとする。

(從前の行為に対する罰則の適用関係)

第七条 改正後の法第二十四条の三第六項の規定は、この法律の施行の日前にした同条第二項又は第三項の認可の申請に係るこの法律の施行の日以後の処分についても適用があるものとする。

(從前の行為に対する課徴金に関する規定の適用関係)

第八条 改正後の法第二十条の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為については適用しない。

(從前の行為に対する課徴金に関する規定の適用関係)

第八条 改正後の法第二十条の八の規定は、この法律の施行の日前に行われた法第三条、第六条、第八条又は第十九条の規定に違反する行為については適用しない。

(合併の制限に関する規定の適用関係)

第五条 この法律の施行の日前にした法第十五条第二項の規定による届出に係る合併については、改正後の同条第一項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(不況に対処するための共同行為に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際に存する共同行為に係る改正前の法第二十四条の三第二項又は第三項の認可は、この法律の施行の日以後はその效力を有しない。

第七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)に規定する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十四条 第二項第一項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の規定による課徴金及び延滞金

(法人税法の一部改正)

第十五条 第二項に次の一号を加える。

七 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条 第二項に次の一号を加える。

九 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条 第二項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)」第二十四条の二(再販売価格維持契約)に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約により小売価格が定められてることその他他の事由により」を削る。

第二十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一五二号 昭和四十九年三月五日受理
伝統的工芸品「大島紬」の振興に関する請願
(第一五二号)(第一五三八号)
請願者 鹿児島県名瀬市幸町二五〇一教育
会館内奄美民主工商会 平田重
成外二百三十六名

第一五三号 昭和四九年三月五日受理
伝統的工芸品「大島紬」の振興に関する請願
(第一五三号)(第一五二九号)
請願者 鹿児島県名瀬市幸町二五〇一教育
会館内奄美民主工商会 平田重
成外二百三十六名

第一五四号 昭和四九年三月五日受理
大島紬に関し、今後とも優れた伝統の技術を生
かし、生産の経済的発展を期するため、次の内容
を織りこんだ伝統的工芸品産業の振興に関する法
律を制定されたい。

一、指定商品の模倣を禁止する規定を設けるこ

の構成員である伝統的工芸品を製造している事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業審議会)

第十一條 通商産業省に、附屬機関として、伝統的工芸品産業審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、通商産業大臣の諮問に応じ、伝統的工芸品産業に関する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し通商産業大臣に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

5 委員は、伝統的工芸品産業に関し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

6 委員の任期は、二年とする。

7 委員は、非常勤とする。

8 第四項から前項までに定めるもののはか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第十二条 協同組合等は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とする伝統的工芸品産業振興協会(以下「協会」という。)と称する全国を通じて一個の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(協会の業務)

第十三条 協会は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行なう。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他該事業の健全な経営に關し調査、研究及び指導を行なうこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行なうこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行なうこと。

四 振興計画の作成及びその実施について指

導、助言等を行なうこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に關する研究を行なうこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行なうこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行なうこと。

八 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行なうこと。

九 與協会でない者は、伝統的工芸品産業振興協会といふ名称を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第十五条 国及び地方公共団体は、協会に対し、第十三条の業務を行なうに必要な経費の一部を補助することができる。

第十六条 第十条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十七条 第十四条の規定に違反した者は、一円以下の過料に処する。

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会といふ名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中織維工業審議会の項の次に次のように加える。

伝統的工芸品産業審議会 伝統的工芸品産業に関する重要な事項を調査審議する」と。

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願(第一六三四号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願(第一六三四号)

三月二十二日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願(第一六三四号)

第一六三四号 昭和四十九年三月十一日受理

資源エネルギーの抜本的対策確立に関する請願

請願者 岩手県盛岡市内丸一〇一 岩手県議会議長 高橋清孝

紹介員 岩動 道行君

中東産油国がとつた石油戦略は、わが国の経済、産業、社会を根底からゆるがしているので、資源エネルギーに關し、国民生活の安定を優先した当面の措置に万全を期するとともに、根本的な検討を行い抜本的な対策を確立されたい。なお、生活必需物資並びに農林漁業商工業者の生産に不可欠の諸物資についても、十分な確保を図られたい。

第七号中正誤

第七号中正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

正誤

W